

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
1	募集要項	4	第2	3					追加予定の資料について	本事業では小松市立博物館から他館への大規模な資料移管や、収蔵庫での複数館の資料保管が想定されます。既存施設の再編に伴い、「所蔵品データベース」の再編はどのように想定していますか。収録館・資料の追加、統合管理についても方針をご教示ください（例：現在収録対象外の埋蔵文化財センター・尾小屋鉱山資料館等の追加、図書館所蔵の貴重書・映像音声記録媒体、ほか松居直・森山啓など特別コレクション）	市内にあるコレクションは、博物館機能の一部として、将来的には、データベース上で一元的に管理し、利用者サービスの強化を図っていきたいと考えています。一方、その処理には、一定の時間や費用を要することから、市民ニーズや利用頻度などを踏まえ、優先順位付けすることなども必要と考えています。 市が所有するコレクションに対するSPCからの要望には、柔軟に検討及び対応していきたいと考えています。	

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
2	募集要項	4	第 2	3				公開されているデータベースから、現状 4 館での共同利用・運営となつていて、その運営に課題があると推察していますが、認識に相違ないでしょうか。その場合、顕在的に課題になっていることがあればご教示ください。それらの課題のうち、本計画に伴いどのような運用の見直しを計画されているかご教示ください。	ご理解のとおり、当市の美術館・博物館ポータルサイトである「KOMATSU CITY MUSEUMS」では、 <ul style="list-style-type: none">・旧小松市立博物館・錦窯展示館・宮本三郎美術館・本陣記念美術館 以上の 4 館について、収蔵品等を公開しています。 非来館型サービスの強化・情報発信によるプロモーションの一環として整備したのですが、コンテンツの拡大には、膨大な数の資料について、デジタルコンテンツとしての品質を保った形での撮影や資料整理が必要であり、日常業務と並行した形でのデジタルコンテンツ化作業が進んでいない点や、分野によってはごく一部しか資料公開ができない点などが課題として挙げられます。 今後の運用については、利用者のニーズに応じた公開作品や公開館の拡大に加え、様々な作品の特徴（大型・立体など）に応じ、3D 撮影や動画配信など、利用者にとって、より作品の魅力や価値が伝わりやすい方策などを市の費用負担にて市が実施することを検討しています。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
3	募集要項	10	第 2	5	(4)			事業期間	建設工事の完了を 4 月 30 日以降で早めた場合や開館準備期間を早めた場合は加点になりますか。	いずれの場合も加点の対象になりません。審査基準をご参照ください。		
4	募集要項	10	第 2	5	(4)			事業期間	建設工事の完了を早めた場合も供用開始は令和 12 年 10 月 1 日となるのでしょうか。その場合は、開館準備費用が増えるという認識でしょうか。	建設工事の完了を早めた場合も、供用開始は令和 12 年 10 月 1 日とすることを想定しています。 他方で、開館準備期間は、建設工事の完了日にかかるわらず、基本的に令和 9 年 4 月 1 日～令和 12 年 9 月 30 日までを予定しています。 以上を踏まえて、適切な工期と開館準備業務に係る費用（サービス対価 B）をご提案ください。		
5	募集要項	11	第 2	5	(6)	2)	①	カフェの設置・運営業務	カフェの設置・運営業務は「SPC が自己の責任と費用において、複合施設内にカフェを常設設置し、飲食物等を提供することを必須とする。」とありますが、カフェの設置・運営業務は独立採算であり、また建物の使用料としてカフェの売上金額の 100 分の 3 以上の額を貴市に支払う必要があるため、業務を効率化するために、SPC を介さずに本事業契約とは別契約で代表企業、構成企業又は協力企業と貴市が契約を締結する体制としていただけないでしょうか。	カフェの設置・運営業務について、SPC を介さずに市と契約する体制は認めておりません。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
6	募集要項	14	第3	3	(1)		⑤	什器・備品の調達・設置業務	什器・備品の調達・設置業務を建設業務に含めない場合においても、当該業務に係る対価の位置づけはサービス対価 A-2 建設業務に係る費用から変更ないものと考えてよろしいでしょうか。		
7	募集要項	14	第3	3	(1)		⑤	什器・備品の調達・設置業務	当該業務を「建設業務」に含めて実施する場合、提案書において什器・備品の調達・設置を行う役割を持つ企業を明記する必要はなく、当該企業に関する個別の提出書類も不要という認識でよいでしょうか。 また、建設業務に含めず SPC と直接契約する場合のみ、構成企業または協力企業としての提案書へ明記が必要という認識でよろしいでしょうか。		
8	募集要項	14	第3	3	(1)		⑤	応募者の構成に関する定義	通常、協力企業は応募グループの一員であると理解しています。 従って、「什器・備品の調達・設置業務を実施する企業を応募グループに含める必要はないが、代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかに位置付ける」との規定は、「什器・備品の調達・設置業務を実施する企業は SPC から直接契約して当該業務を実施することを認める」ことのみを規定すれば良いのではないかと思いますが、改めてこの規定の趣旨をご説明ください。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
9	募集要項	14	第3	3	(1)		⑥	システム構築業務	当該業務を「建設業務」に含めて実施する場合、提案書において什器・備品の調達・設置を行う役割を持つ企業を明記する必要はなく、当該企業に関する個別の提出書類も不要という認識でよいでしょうか。 また、建設業務に含めずSPCと直接契約する場合のみ、構成企業または協力企業としての提案書へ明記が必要という認識でよろしいでしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。 後段について、基本的にご理解のとおりですが、什器・備品の調達・設置業務を実施する企業が、SPCと直接契約して当該業務を実施する場合は、代表企業に位置付けることも可能です。 なお、ご質問の「什器・備品の調達・設置」は誤記で、「システムの構築」が正と推察しますが、システムの構築業務を実施する企業についても、回答内容は同じです。		
10	募集要項	14	第3	3	(1)		⑥	応募者の構成に関する定義	通常、協力企業は応募グループの一員であると理解しています。 従って、「システムの構築業務を実施する企業を応募グループに含める必要はないが、代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかに位置付ける」との規定は、「システムの構築業務を実施する企業はSPCから直接契約して当該業務を実施することを認める」ことのみを規定すれば良いのではないかと思いますが、改めてこの規定の趣旨をご説明ください。	提案の柔軟性を確保するため、以下の2つの場合を認めています。 ・システムの構築業務を建設業務に含めて、建設業務を実施する企業（建設企業）がシステムの構築業務を実施する（建設企業が必要に応じてその他の企業に発注し、当該その他企業を応募グループに含めない）場合 ・建設企業ではない企業がSPCと直接契約してシステムの構築業務を実施する場合		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
11	募集要項	15	第3	3	(2)		②	応募に際しての留意点	小松市様の要求水準に適う機能を満たすと思われる特定のシステムの取り扱いに対し、その取扱い事業者が、他応募グループの代表・構成・協力企業となっている場合、その公平性の担保はどのようにお考えでしょうか？	システムの構築業務に関連して、技術要件や製品供給などの条件は、限定的なものではなく、公平性が損なわれることはないものと認識しています。また、事業者間の関係性ではなく、提案された機能・性能・コスト等に基づいて客観的に評価されるべきものと考えております。		
12	募集要項	15	第3	3	(1)		⑥	システムの構築業務	システムの構築業務を建設業務に含めない場合においても、当該業務に係る対価の位置づけはサービス対価A-2 建設業務に係る費用から変更ないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
13	募集要項	25	第3	5	(5)			提案書の受付	提案書の受付時間の締切は何時でしょうか。様式集及び記載要領に見当たらなかったので、提出方法等についてご教示ください。	6月8日（月）17時00分です。募集要項を修正しました。		
14	募集要項	25	第3	5	(5)			提案書の受付	提案書締切時間、提出方法、提出場所をお示しください。	募集要項を修正しました。		
15	募集要項	25	第3	5	(6)			提案書に関するヒアリング	プレゼンテーションは二部制で前半は公開とありますが、傍聴者からの質問はないということでおよろしいでしょうか。	傍聴者からの質問はありません。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
16	募集要項	25	第3	5	(6)			提案書に関するヒアリング	現時点でのプレゼンテーションの会場、傍聴者数、発表時間などの想定がありましたらご教示ください。 その他、発表時間などの詳細については、提案書の提出者のうち代表企業に対して別途通知します。		
17	募集要項	27	第3	6	(1)			審査、選定及び契約に関する事項	提案書に記載された運営方針、サービス内容、体制、DX施策等については、事業契約締結後の運営における前提として扱われ、これらを変更する場合には、市との協議および合意が必要となるとの理解でよいでしょ うか。		
18	募集要項	28	第3	6	(5)			上限価格	施設運営等業務及び令和12~27年度までのSPCの運営管理業務に係る提案価格の上限である6,915,000,000円の中に光熱水費の総額408,000,000円を含むという理解でしょうか。そうすると実質6,507,000,000円が施設運営等業務及びSPCの運営管理業務に係る上限価格となるということでしょうか。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
19	募集要項	28	第3	6	(5)			上限価格	施設整備業務の留意事項について、机・椅子・ソファ（執務室は対象外）の購入に関して、1.5億円を超過した場合のSPC負担分も含めないこととあります。また、備品購入金額のすべては提案価格に含まないという理解でよろしいでしょうか。	什器・備品の調達・設置については、原則SPCが担う業務としており、提案価格に含めてください。利用者の便に供することのない他の什器・備品のみをSPCの負担とするのではなく、利用者の便に供する机・椅子・ソファ（執務室は対象外）も含めて原則SPCが担う業務としております。 ただし、利用者の便に供する机・椅子・ソファ（執務室は対象外）の一部は市が約1.5億円（税込）の範囲内で調達し設置する予定です。市が負担する約1.5億円を超過した場合は、個数の調整や代替品の可能性等についてSPCと市が協議し、約1.5億円以内に収めることを原則とします。 上記の協議による調整を行っても超過し、かつ「利用者の便に供する什器・備品」が必要な場合は、超過する分の什器・備品をSPCの費用負担にて調達・設置してください。ただし、この超過分を予め想定し、提案価格に含める必要はありません。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
20	募集要項	28	第3	6	(5)			ここでいう光熱水費には、開館準備業務期間中に発生する光熱水費を含むものと捉え、令和12年度光熱費計上額を他年度同様に年27,200,000円（税込）としてよろしいでしょうか。	募集要項P28における光熱水費は、複合施設の引渡し後から発生する光熱水費を意味します。令和12年度中の引渡し以降、令和12年9月30日までの光熱水費は、サービス対価Cに含めるものとし、令和12年度の光熱水費は、他年度同様に年27,200,000円（税込）を計上してください。募集要項及び事業契約書（案）を修正しました。 なお、開館準備業務は、基本的に令和9年4月1日から令和12年9月30日までを予定しています。		
21	募集要項	28	第3	6	(5)			上限価格	上限価格の内訳が施設整備費と運営管理費で分かれているが、より柔軟に検討するため、事業者の提案により振り分けて提案してもよろしいでしょうか。	認めておりません。	
22	募集要項	28	第3	6	(5)			上限価格	利用者の便に供する机・椅子・ソフト（執務室は対象外）を購入するため市が負担する約1.5億円（税込）は、施設整備業務に係る上限価格に含まない。とありますが、事業者の提案内容がよければ、この約1.5億円（税込）を別途、SPCに発注していただけるということでしょうか。または、直接メーカーに市が発注するのでしょうか。	利用者の便に供する机・椅子・ソフト（執務室は対象外）については、SPCの提案内容に基づき、市が別途、入札によって調達することを想定しています。	

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
23	募集要項	28	第3	6	(5)			上限価格	上記に付随して、1.5億円を超えた場合、超えた分はサービス対価から支払うとありますが、この場合の発注方法も SPC が調達するのでしょうか？それとも市が直接メーカーに発注し、その分のサービス対価は減少するのでしょうか。		
24	募集要項	28	第3	6	(5)			上限価格	施設整備業務及び令和9～11年度までの SPC の運営管理業務に係る提案価格とありますが、この運営管理業務とは、開業準備期間の業務及び SPC の管理業務費が含まれるという理解でよろしかったでしょうか。 その場合、開業準備期間は令和12年9月30日までと募集要項10頁に記載があります。 R12年4月1日～9月30日までの開業準備費については、施設運営等業務及び令和12～27年度までの SPC の運営管理業務に係る提案価格に含まれるのでしょうか。	「施設整備業務及び令和9～11年度までの SPC の運営管理業務」における「SPC の運営管理業務」には、複合施設の開館準備業務は含まれません。 複合施設の開館準備業務は、施設運営等業務に含まれるため、複合施設の開館準備業務に係る提案価格は、「施設運営等業務及び令和12～27年度までの SPC の運営管理業務に係る提案価格」に含めてご提案ください。	

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
25	募集要項	28	第3	6	(5)			上限価格	<p>施設整備業務に係る上限価格の留意事項において、「利用者の便に供する～市が負担する約1.5億円(税込)は、施設整備事業に係る上限価格に含まない。1.5億円を超過した場合のSPC負担分も含めないこと。」とありますが、要求水準書42頁6什器・備品に係る要求水準においては、「利用者の便に供する～市が約1.5億円(税込)の範囲内で調達する予定である。～1.5億円を超過した場合はSPCが超過分を負担すること。また、その他の什器・備品は、SPCが提案・調達すること。」とあります。</p> <p>利用者の便に供する什器・備品については1.5億円(税込)を超過する場合も貴市が負担するため提案価格に含める必要はなく、利用者の便に供することのない他の什器・備品のみがSPCが負担するものとして提案価格に含めるものと理解してよろしいでしょうか。</p>		
26	募集要項	28	第3	6	(5)			上限価格	<p>市が負担する約1.5億円(税込)は、施設整備業務に係る上限価格に含まないとの事ですが、該当什器・備品を、様式B-7-2に記載するとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>(様式第B-7-2号)什器・備品リストのうち、「市が調達する什器・備品」を示す表がありますので、その表に記載ください。</p>		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
27	募集要項	29	第4		(3)			事業契約の 締結	議会否決時のリスク分担に関してお示しください。	議会承認に関して、事業契約の本契約の締結に関する議会の議決が得られなかつた場合は、市は一切の責任を負いません。事業契約書(案)を参照ください。		
28	要求水準 書	4	第1	2	(2)	3)		基本方針	未来型図書館の基本方針全体についての質問となります。要求水準書に示された内容を前提としつつ、電子図書館等のデジタルサービスの活用、空間の居心地・滞在性の向上、ならびにそれらを持続的・安定的に提供するための運営体制や人材の在り方については、各事業者の考え方や創意工夫として整理・記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
29	要求水準 書	4	第1	2	(2)	3)		基本方針	「デジタル化と情報発信の強化」について、来館者向け情報発信において、小松市が最低限必須と考える機能・設備は何でしょうか。	「デジタル化と情報発信の強化」に係る最低限事項は、要求水準書において、デジタルサイネージ、放送設備、ホームページ、SNS、Wi-Fi、外国語対応等として示しているところです。 一方、近年のデジタル技術の革新や令和12年の開館を見据えた内容として、応募者の自由な発想に期待しています。		
30	要求水準 書	5	第1	1	(3)	3)		事業期間	※1におけるシステム構築の取扱に関して、データ移行や動作確認等の納期を供用開始日の前日までといたしますが、事前の利用登録等をふまると、3ヶ月程度の前倒しが妥当ではないでしょうか。	システムの構築業務に係るスケジュールは、複合施設の供用開始に支障がない範囲で、要求水準を最低限度としたうえで、適切なスケジュールをご提案ください。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
31	要求水準書	12	第1	4	(4)			各種基準・指針等	国土交通省 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）の記載がございますが、ケーブル及び電線はエコマテリアル（環境配慮型）とする必要はございますでしょうか。	複合施設は、公共建築物であることに鑑みて、国土交通省 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和7年版において、EMという記載があるケーブル及び電線は、エコマテリアルとしてください。		
32	要求水準書	14	第1	5	(2)			実施体制	総合プロデューサー及び開館準備業務責任者について、当該責任者に求める経験年数や実績条件について、最低要件等、想定する定めは設定されていますか。	特に想定していません。		
33	要求水準書	14	第1	5	(2)			責任者の配置	総合プロデューサー及び開館準備業務責任者について、常駐／非常駐の可否に関する明確な要件があればご教示ください。	常駐は不要です。要求水準に記載している以外の要件は求めていませんが、望ましい体制をご提案ください。		
34	要求水準書	14			(2)			責任者の配置	博物館の館長と SPC 側の博物館運営責任者の業務上の関係はどのようなものになるのでしょうか？	博物館の館長は、博物館法に基づき学術的使命を果たすための方向性や運営方針を定める主体です。博物館運営責任者の配置は要求水準ではありませんが、SPC の責任者という意味では、館長が定めた方針に基づいた運営の支援を担うことを想定しています。		
35	要求水準書	15	第1	5	(2)			責任者の配置	※欄記載に基づき、当該業務の責任者を配置する際、開館準備業務責任者と兼務しない場合の責任者の所属は、当該業務を実施する企業でよろしいでしょうか（代表企業・構成企業・協力企業の所属でなくとも良い）。	問題ありません。ただし、什器・備品の調達・設置業務又はシステムの構築業務を実施する企業が SPC と直接契約して当該業務を実施する場合は、当該企業に所属する者を責任者として配置してください。この場合、当該企業は、代表企業、構成企業又は協力企業に位置づける必要があります。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
36	要求水準書	16	第1	6	(1)			加入すべき保険	「建物の建設工事中は、火災保険を付保すること。」と記載がございますが、事業契約書（案）別紙3に記載の建設工事保険に加入すれば火災保険の付保に替えられるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
37	要求水準書	16	第1	6	(2)			市が加入する保険	「運営業務及び維持管理業務の範囲内の指定管理者が負うべき賠償責任については、市が加入している賠償責任保険の対象となるため、当該保険の賠償責任を超えることが想定される業務がある場合はSPCが独自に保険に加入すること」とあります。市が加入される保険の賠償責任内であることが想定される場合は事業者は保険に加入しないことも可とすると読み取れます。しかしながら、事業契約書 第26条及び別紙3においては事業者が加入すべき保険として維持管理・運営業務に係る保険が示されています。事業者に加入を要求される保険についてご教示ください。	前段について、事業契約書（案）別紙3の条件は、最小限度の条件であり、SPCの判断に基づき、更に保証範囲の広い保険を付することを妨げるものではありません。 後段について、運営方法に応じて、業務を行う上で想定される損害を填補するために適切な保険を付保してください。		
38	要求水準書	16	第1	6	(2)			市が加入する保険	賠償責任を超えることが想定される業務がある場合は、SPCが独自に保険に加入することとありますが、運営事業者などが保険に加入することでも問題ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、事業契約書（案）別紙3で求める条件を充足してください。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
39	要求水準書	16	第1	6	(2)			市が加入する保険	運営・維持管理期間中に市が加入する火災保険の補償内容をご教示いただけないでしょうか。	建物総合損害共済（公益社団法人 全国市有物件災害共済会）への加入を想定しており、火災保険の内容は、下記の通りです。 <ul style="list-style-type: none">支払割合 100/100免責金額 なし1回の事故の支払限度額 なし同一年度内の限度額の有無 なし		
40	要求水準書	16	第1	6	(2)			市が加入する保険	市が加入する賠償責任保険および個人情報漏えい契約には、指定管理者（事業者）も被保険者に入っているという理解でよろしいでしょうか？	現行の制度では、公の施設の管理を地方自治法第244条の2第3項及び第4項に基づき指定管理者に行わせた場合において、市に賠償責任が発生する場合には、市の責任部分は本保険の対象となります。 また、指定管理者が負うべき賠償責任についても、指定管理者そのものを被保険者とみなし、市の責任と同様に本保険の対象となります。 なお、施設内でその指定管理者が独自の事業を運営する場合は、その運営上もたらされる賠償責任は、その指定管理者が負うものとし、この特例は適用されません。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
41	要求水準書	17	第1	6	(3)			上記保険以外の保険	「SPCが当該保険を付保したときは、その証券又はこれらに代わるもの、直ちに市に提示すること」と記載がございますが、保険証券の発行には保険契約締結後一定の期間を要することから、保険会社発行の「付保証明書」を保険契約締結後直ちにご提出し、保険証券は発行され次第速やかに写しをご提出することでしょうか。	差し支えありません。		
42	要求水準書	17	第1	6	(4)			その他	博物館の運営に関して、「市は、博物館の寄託品については、毎年度、動産総合保険を付保している。」とありますので、SPCでは収蔵品の保護に関しての保険には入らなくてもよいということでしょうか。	ご理解のとおりです。		
43	要求水準書	17	第1	7				光熱水費の契約主体	本事業の実施に伴う光熱水費等はSPCの負担とされていますが、電気・ガス等の供給会社との契約主体はSPCであり、事業者が直接契約を締結し支払うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
44	要求水準書	17	第1	7				ライフライン供給会社の選定について	前項が直接契約である場合、契約先（供給会社）の選定については、事業者の判断により決定してよいか教えてください。また、市が指定する特定の事業者と契約する必要がありますか。	ライフラインの契約先（供給会社）の選定について、事業者の判断により決定して問題ありません。市が指定する特定の事業者と契約する必要はありません。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
45	要求水準書	17	第1	8	-	-	-	維持管理業務	事業期間終了時の引渡し条件について、「経年劣化は許容」とされていますが、具体的な判定基準（例：官庁施設の保全実態調査基準など）はありますか。また、事業終了時に作成する「事業終了後15年間の長期修繕計画」に基づき、直ちに修繕が必要と判断された項目の費用負担はどちらになりますか。	前段について、性能及び機能に関しては、要求水準で求める水準が維持されている必要があります。点検対象となる部位について、決められた周期で点検資格者による点検が必要となるため、保全の基準に基づき、適切に保全されていることを想定しています。 美観に関しては、外観において変状がみられず利用者の快適な使用が妨げられない状態を想定しています。 後段については、要求水準書に掲げる「修繕の負担区分表」に従うものとします。		
46	要求水準書	17	第1	8				事業期間終了時の要求水準	事業期間終了時において、性能及び機能を満足しない経年による劣化リスクは、どのように帰責されるでしょうか。	SPCの費用負担により、性能及び機能を維持及び回復してください。		
47	要求水準書	20	第2	1	(2)			事業予定地等の諸条件	芦城公園としてのエントランスは、既存を継承するものとするとありますが、既存の乗入口の移設、改修は行わないものと考えればよろしいでしょうか。	芦城公園のエントランスは、既存を継承するものとされていますが、複合施設等の整備に伴い、SPCが既存の乗入口の移設及び改修など接続道路の形状変更を行う場合は、道路管理者との協議及び道路法24条による申請が必要となります。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
48	要求水準書	20	第2	1	(2)			事業予定地等の諸条件	事業予定地及び任意提案可能範囲①が現解体工事完了時にどのような状態になっているのかお示し下さい。 (例:地盤高さ、整地の状況、樹木や石垣・ブロック等工作物等の解体撤去の有無) また、解体工事完了後新築工事着工までに、土地の状態に影響するような工事等が予定されていましたら内容をご教示ください。		
49	要求水準書	20	第2	1	(2)			事業予定地等の諸条件	「なお、指定外の樹木の移植や伐採、工作物等の移設及び存置後の管理については、市が実施する。指定する樹木の移植も、その扱いについてSPCと協議のうえ、市が実施する。」と記載がございますが、事業予定地範囲及び任意提案可能範囲①に関して、指定する樹木の移植及び、現解体工事の仮囲い内外にある指定外の樹木や工作物等については、いつどのように撤去・伐採を行う予定でしょうか。例えば新築工事着工前に樹木や工作物等を撤去・伐採して頂くことは可能でしょうか。	事業予定地範囲及び任意提案可能範囲①における、指定する樹木の移植等についてSPCと協議のうえ市が実施します。 また、それ以外の樹木及び工作物等については、複合施設等の建設の着手前までに伐採又は撤去等を完了する予定としています。	

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
50	要求水準書	20	第2	1	(2)			事業予定地等の諸条件	「なお、指定外の樹木の移植や伐採、工作物等の移設及び存置後の管理については、市が実施する。指定する樹木の移植も、その扱いについてSPCと協議のうえ、市が実施する。」と記載がございますが、事業予定地範囲及び任意提案可能範囲に関して、指定外の樹木や工作物等の移設・撤去は市の費用負担でよろしいでしょうか。	指定外の樹木や工作物等の移設・撤去については、ご理解のとおりです。		
51	要求水準書	20	第2	1	(2)			事業予定地等の諸条件	事業予定地範囲の文化財について「三の丸大手橋の遺構（保護層以下は掘削不可）」とございますが保護層のレベルをご教示ください。	三の丸大手橋の埋蔵文化財については、原則として地下の文化財に対し30cm以上の保護層を設ける必要があります。 平成20年の試掘調査結果から、掘削の目安は地表から概ね35cmまでとなります。 ただし、現況地盤面と試掘調査データの数値に差異が生じる可能性があるため、遺構範囲を掘削する必要が生じる場合には、事前に市との協議が必要です。		
52	要求水準書	21	第2	1	(3)	3)		インフラストラクチャーの整備状況	事業予定地及び任意提案可能範囲①のインフラに関して、新築工事着工時にどのような状態になっているかお示し頂けますでしょうか。	インフラについては、既存施設の解体に合わせ、所管するインフラ会社が指示する位置において撤去しています。 整備については、参考資料4「敷地周辺インフラ施設伏図」を参照し、SPCは提案する内容に合わせ、各インフラ（ガスを含む）を所管する会社等と協議してください。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
53	要求水準書	22	第2	2	(2)			博物館側保有図書資料等の取扱いについて	博物館側で保有している図書資料等の新施設での取扱い方針について、現時点での想定があればご教示ください。	旧小松市立博物館で保有している図書資料等は、学術雑誌等も含めて約2万5千冊あり、複合施設へ移転する資料は、蔵書数35万冊に含めた上で、市とSPCの協議において決定します。なお、それらを図書館の蔵書として活用することも想定しています。 要求水準書別紙2を修正しました。		
54	要求水準書	23	第2	2	(3)			施設計画のコンセプト	にぎわい創出や交流促進を目的とした空間の構成や運営上の工夫について、要求水準書に示された内容を踏まえた上で、提案者ごとの工夫として提案書に反映することは差し支えないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
55	要求水準書	26	第2	2	(4)	3)	①	基本事項	非常用発電の設置は想定していないとの事ですが、別紙2において24時間稼働の恒温恒湿空調、温湿度管理が求められている居室がありますが、停電時の対応はどのように想定されておりますでしょうか。	24時間稼働の恒温恒湿空調、温湿度管理が求められている諸室は、急激な温度変化等を最小限に留められるよう、停電時に運用上扉を閉め、外気の流入を防ぐこととします。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
56	要求水準書	26	第2	2	(5)	3)	①	防災性	災害時の施設運営の中止・継続・再開方針や避難計画に関する最低条件はどのようなものを想定していますか。	市は、大規模な災害が発生した場合、人的被害を最小限にとどめるため、非常時優先業務の実施に全力を挙げることとなります。そのため、非常時優先業務以外の業務については、積極的に縮小・休止する場合があります。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で順次復旧を図るものとなります。その基準や条件については、災害の種類に応じ、SPCとも協議をしたうえで、決定していきます。 なお、複合施設は指定緊急避難場所として指定することを計画していることから、有事の際、住民が命を守るために緊急的に逃げ込む一時的な避難先として、その動線を確保したり諸室を開放したりすることなどは必須となります。		
57	要求水準書	26	第2	2	(5)	3)	①	防災性	「指定緊急避難場所」としての、小松市防災計画にて推奨される備蓄品のうち、常備し管理を想定する備蓄品はありますでしょうか。	指定緊急避難場所については、洪水・津波・土砂災害・大規模火災など特定の災害が迫った際に、住民が命を守るために緊急的に逃げ込む「一時的な避難先」としての性格を持つため、備蓄品を配備する計画は、現在のところありません。		
58	要求水準書	26	第2	2	(5)	3)	①	防災性	「非常用発電の設置は想定していない。」とありますが、その他防災備品、備蓄品等について本施設に必要と想定されている物はありますでしょうか。	指定緊急避難場所については、洪水・津波・土砂災害・大規模火災など特定の災害が迫った際に、住民が命を守るために緊急的に逃げ込む「一時的な避難先」としての性格を持つため、備蓄品を配備する計画は、現在のところありません。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
59	要求水準書	27	第 2	2	(5)	3)	④	風水害・積雪・落雷対策	「想定される風害・水害・積雪」に関して発注者が想定する要求水準をお示しください。	風害：建築基準法施行令第 87 条及び平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1454 号によります。 水害：ハザードマップを参照して、検討ください https://komatsu-hazardmap.jp/ にアクセスし、画面左上から次のとおり選択し、対象地点をクリックすると、より詳細な 5 m メッシュでの想定最大規模（洪水）が確認可能です。 >くわしい表示 >洪水 >洪水浸水想定区域 >想定最大規模 >梯川 積雪：小松市建築基準法施行細則によります。		
60	要求水準書	28	第 2	2	(5)	4)		防犯・安全性	停電時にも作動する防犯カメラ及び電気錠を設置すること。とありますが、設置箇所等は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	防犯カメラは、要求水準書のとおりの設置場所に設置することを求めていますが、具体的な設置箇所は、提案に委ねます。電気錠の設置箇所も、提案に委ねます。		
61	要求水準書	28	第 2	2	(5)	4)		防犯・安全性	「停電時にも作動する防犯カメラ及び電気錠を設置すること」と記載がございますが、非常用発電機を設置しないため、各機器付属の UPS（10 分間程度）で瞬停対策を行えばよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
62	要求水準書	31	第2	2	(5)	11)	②	文化財保護法第53条公開	公開承認施設としての登録は予定されていないとのことですが、展示室で行われる企画展にて文化財保護法第53条公開を行う想定はありますか？	文化財保護法第53条公開（重要文化財を他の所有者から借用して公開するもの）は、可能性としてあります。その場合、公開に関する手続きは市が行います。 なお、既存の博物館では重要文化財1点が寄託されており、その展示を行うことがあります。また、市の所蔵品として重要文化財2件が小松市埋蔵文化財センターで保管されており、その公開を行う場合も想定されます。		
63	要求水準書	31	第2	2	(5)	11)	②	文化財保護法第53条公開	前項が想定される場合、施設整備について、文化庁との事前協議はすでに行われていますでしょうか。行っていた場合、事前協議の内容と結果をご教示お願いいたします。	現時点では文化庁との協議は行っていません。		
64	要求水準書	32	第2	3	(2)			構造条件	「既存基礎・杭が確認された場合で」と記載されていますが、杭については全数抜杭するという認識ですが、残置されているのでしょうか。	事業予定地等にある既存3施設（公会堂、博物館、教育研究センター）の杭は全数抜杭する予定としていますが、既存杭の破損、中折れ等により杭を存置した場合は、杭の位置等を示す資料を提示することとします。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
65	要求水準書	32	第2	3	(2)				構造条件	既存施設（公会堂）の杭の解体工事は完了されていますでしょうか。杭の解体工事が完了されている場合、要求水準書内の「既存基礎・杭が確認された場合で、設計者の判断で既存基礎・杭を存置する場合は、建築物の性能・安全に支障がないことを市が確認できれば認める」という文言の「既存」とは、「既存施設の杭や残置物に加え、既存施設以外の杭や残置物が確認された場合」という認識でよろしいでしょうか。		
66	要求水準書	33	第2	3	(3)	1)			外構範囲等	「事業予定地から市道京町地子町線の南側に、市が立体駐車場を整備する計画がある（別紙1「事業予定地周辺図・現況敷地図」を参照）ため、設計時に市と協議すること。」とございますが、施工計画に影響する可能性がございますので、今時点での工期及び建設計画をお示し頂けますでしょうか。		
67	要求水準書	33	第2	3	(3)	2)			アプローチ	出入口には、消融雪設備を整備することとありますが、井戸はないと存じますので、上水での計画とすれば良いでしょうか。 なお、雪がある程度積もった場合は、上水のみで消融雪すると、あまり効果的ではなく水道代がかかることが想定されるため、上水のみで消融雪することは想定していません。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
68	要求水準書	33	第2	3	(3)	2)		アプローチ	消融雪設備につきまして、融雪センター等による自動での設備が必要でしょうか。	自動が望ましいですが、必須ではありません。		
69	要求水準書	33	第2	3	(3)	5)		植栽	自動灌水設備を整備することとあります、公園内において、既に設置されている部分はありますでしょうか。	芦城公園内において、自動灌水設備が設置されている箇所はありません。		
70	要求水準書	33	第2	3	(3)	5)		植栽	自動灌水設備は、本体事業（事業予定地）内外構部分となる全体に必要でしょうか。	必要に応じて、応募者の提案による屋外空間の緑地箇所に設置してください。		
71	要求水準書	33	第2	3	(3)	5)		植栽	自動灌水設備については、必要に応じた個所を想定することで計画すればよろしいでしょうか。	必要に応じて、応募者の提案による屋外空間の緑地箇所に設置してください。		
72	要求水準書	34	第2	3	(3)	7)		駐輪場	「市が策定している芦城公園基本計画や利用状況により、変更の可能性がある。」とあり、屋外駐輪場（屋根付き）及びシェアサイクル用ポートの設置台数が変更される可能性があると理解していますが、本公募条件以上の設置台数が求められる場合、事業契約書（案）第45条8項より本仕様変更に係る増加費用分は貴市にご負担いただけすると理解してよろしいでしょうか。	屋外駐輪場について、市の意向により、台数を46台以上（又は提案台数を超える）とする場合、当該変更に伴う増加費用分は市が負担します。 シェアサイクル用のポートについて、現時点では設置台数の変更は予定していませんが、15台を超える場合で、仕様に変更があり増加費用が発生する場合は、市が負担します。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
73	要求水準書	34	第2	3	(3)	7)		駐輪場	「市が策定している芦城公園基本計画や利用状況により、変更の可能性がある。」とあり、屋外駐輪場(屋根付き)及びシェアサイクル用ポートの設置台数が変更される可能性があると理解していますが、当該変更の有無はいつ頃確定するのでしょうか。	現時点では設置台数の変更は予定しておりませんが、事業の実施方針（様式第A-1号）において、来館者数の目標値を記載いただくこととしており、それらの内容などとあわせ、事業契約の締結後に両者で協議の上、適切な台数を決定していきたいと考えています。		
74	要求水準書	34	第2	3	(8)			雨水流出抑制施設	雨水流出抑制施設設置は、現在のところ設置を想定していないのですが、市と協議した結果、必要とされた場合の費用は貴市に負担いただけれることという理解でよろしいでしょうか。	雨水流出抑制施設の設置については、芦城公園内を対象に、工種別雨水流出係数に基づき、開発前の平均流出係数及び既存施設（公会堂、博物館、教育研究センター、図書館）を集約・再編・機能移転し複合施設を整備した後の開発後の平均流出係数を算定し、開発後における雨水流出量は、開発前の雨水流出量を超えない見込まれるため、設置を想定しません。 複合施設等の整備において雨水流出量の増加により雨水流出抑制施設の設置が必要となった場合は、市の負担とします。		
75	要求水準書	36	第2	4	(2)	7)		電気時計設備	時計（電波式）を設置することとあります、各居室全てに必要でしょうか。居室により必要、不必要がありましたら、ご教授ください。	時計の設置については、施設のゾーニングや利用者の利便性に鑑みた提案に委ねます。		
76	要求水準書	36	第2	4	(2)	8)		テレビ共同受信設備	BS、CS やケーブルテレビの受信設備を設けることがあります、その受信費用は維持管理費用に見込む必要がありますでしょうか。	BS、CS は任意とし、要求水準書を修正しました。ケーブルテレビは必要としますので、維持管理費用に見込んでください。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
77	要求水準書	37	第2	4	(2)	13)		Wi-Fi	館内IT環境(Wi-Fi、端末等)の想定最低水準はありますか。	来館者数の見込みなどに基づき、適切な台数や性能などについて、提案に委ねます。		
78	要求水準書	37	第2	4	(2)	13)		Wi-Fi	Wi-Fiを整備することとなっていますが、通信費の負担は貴市という理解でよろしいでしょうか。(光熱水費の箇所には記載が見当たりませんでした)	Wi-Fiをはじめとする通信費は、SPCが負担してください。		
79	要求水準書	39	第2	4	(3)	5)		給水設備	「給水は基本的に直圧とし、受水槽不要とする」と記載がございますが、小松市上下水道管理課がホームページに公表している「01給水装置工事施工基準」(給水装置工事施工基準P.52、および同施工基準P.83小松市三階直結給水サービス施工要綱によると、今回の用途は対象建物に該当しないため、直圧給水ではなく、受水槽方式になるものと思料します。小松市上下水道管理課にご確認頂き、給水方式を改めてご教示願います。	ご理解のとおりです。給水設備は、給水装置工事施工基準(小松市上下水道局:平成31年4月)の小松市三階直結給水サービス施行要綱において、第3条(2)の「事務所ビル及び店舗兼用住宅等については、延床面積1,000m ² 以下であって一日の最大使用水量は16m ³ 以下とする。」に該当しないため、給水方式は受水槽方式とします。 (参考) https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1042/jousuidounikansurukoto/2/1985.html 要求水準書を修正しました。		
80	要求水準書	41	第2	5	(2)			ヴィジュアル・アイデンティティ	複合施設の愛称は、市が市民から募集し、決定する予定である。とありますか、いつ頃公募・決定する予定でしょうか。ロゴとの調整は必要でしょうか。	愛称の公募・決定時期は、ロゴ等とも関連があることから、SPCとの協議において定めるものとします。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
81	要求水準書	42	第2	6	-	-	-	維持管理業務	「利用者の便に供する机・椅子・ソファ」は市が調達（約1.5億円）し、それ以外はSPC調達とありますが、市が調達した什器の維持管理・修繕・更新費用は、すべてSPCの負担となりますか。また、更新が必要となった場合、同等品の選定権限はSPCにありますか。	市が調達する什器・備品についての、維持管理（修繕・更新等を含む）の費用はSPCにて負担してください（ただし、修繕については修繕の負担区分表による）。 また、当該什器・備品に係る修繕や更新については、事前に市と協議のうえ、決定するものとします。 なお、更新時の同等品の選定権限はSPCに委ねます。 要求水準書を修正しました。		
82	要求水準書	42	第2	6				什器・備品に係る要求水準	公会堂所蔵のピアノを複合施設において活用する際、市が複合施設に搬入するとありますが、移動後の初期調律までを市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
83	要求水準書	42	第2	6				什器・備品に係る要求水準	備品について、最低限必要な備品・仕様・数量のリストがありましたらご提示ください。	最低限必要な什器・備品は要求水準書に記載のとおりです。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
84	要求水準書	42	第2	6				什器・備品に係る要求水準	利用者の便に供する机・椅子・ソファ（執務室は対象外）とありますが、利用者の便に供するとどのように判断すればよろしいでしょうか。基準や想定のリストがあればご教示ください。 また、利用者の便に供するものに該当した備品を提案時に積算し、1.5億円を超えた場合は、SPCが超過分を負担するとありますが、これはサービス対価から費用を捻出する必要があると理解してよろしいでしょうか。 また、SPCが負担する場合、超過額が提案時より物価上昇等で上昇した場合はどのように取り扱うのでしょうか。		
85	要求水準書	42	第2	6				什器・備品に係る要求水準	その他什器・備品とありますが、これらはサービス対価で調達する必要があると理解してよろしいでしょうか。		
86	要求水準書	42	第2	6				什器・備品に係る要求水準	要求水準書(案)38頁 6 什器・備品に係る要求水準において、「什器・備品については、募集要項等の公表時に備品リストで提示する予定である。」とありましたが、本公募資料内に備品リストがありません。今後、追加での公表は予定されているのでしょうか。		
87	要求水準書	42	第2	6				什器・備品に係る要求水準	利用者の便に供する机・椅子・ソファ（執務室は対象外）とありますが、執務室の什器・備品はSPCにて用意し、その費用は建設業務費用に含めるとの理解でよろしいでしょうか。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
88	要求水準書	42	第2	6				「利用者の便に供する机・椅子・ソファ（執務室は対象外）は、SPCと協議の上、市が約1.5億円の範囲内で調達予定」と記載がございます。また、4行目に「その他の什器・備品はSPCが調達すること」と記載がございますが、「その他の什器・備品」というのは、前述記載の対象外とされている執務室の什器・備品という理解でよろしいでしょうか。	什器・備品の調達・設置については、利用者の便に供することのないその他の什器・備品のみをSPCの負担とするのではなく、利用者の便に供する机・椅子・ソファ（執務室は対象外）も含めて原則SPCが担う業務しております。 ただし、利用者の便に供する机・椅子・ソファ（執務室は対象外）の一部は市が約1.5億円（税込）の範囲内で調達し設置する予定です。SPCは、市が確保する約1.5億円（税込）に収まらない利用者の便に供する机・椅子・ソファ及びその他の什器・備品を整備してください。 市が負担する約1.5億円を超過した場合は、個数の調整や代替品の可能性等についてSPCと市が協議し、約1.5億円以内に収めることを原則とします。 上記の協議による調整を行っても超過し、かつ「利用者の便に供する什器・備品」が必要な場合は、超過する分の什器・備品をSPCの費用負担にて調達・設置してください。ただし、この超過分を予め想定し、提案価格に含める必要はありません。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
89	要求水準書	44	第2	7	(7)	6)		交付金・補助金の交付に係る関係者との協議支援等	「本事業は、交付金及び補助金の措置等を受ける可能性がある。」とあり、募集要項30頁には「防衛省の防衛施設周辺民生安定施設整備事業や国土交通省の都市構造再編集中支援事業による補助金の交付措置等を受ける可能性がある」とあるため、事業者には2種の交付金等の申請に係る支援業務が発生すると推察されます。この交付金等の申請要否の決定及び申請時期は具体的にいつ頃を予定しているのでしょうか。	交付金等については、ご理解のとおりです。 なお、交付金等の申請に係る資料作成などの支援については、年度ごとに行なうことを想定しており、要求水準書P44に示すとおりです。 時期については、国の予算等の手続きに關することであるとから具体的な時期を明示することは差し控えます。		
90	要求水準書	45	第2	7	(7)	(7)	-	室内音響シミュレーション	音響シミュレーションを実施する場所は、『閲覧スペースのうち、特に静かな読書空間・展示室・クリエイティブスタジオ・パフォーマンススタジオ』と理解してよろしいでしょうか。あるいは、『利用者及び職員が活動する室内空間』のうち任意に設定した場所でしょうか。	音響シミュレーションを実施する場所は、閲覧スペースのうち、特に静かな読書空間、展示室、クリエイティブスタジオ、及びパフォーマンススタジオ並びに応募者の提案によります。		
91	要求水準書	47	第2	7	(10)	2)		実施設計図書	実施設計図書の成果品において、(g)工事費明細内訳書・数量計算書がありますが、実施設計完成から内訳精査を行うことから、時間を要すると想定されるため、別途提出とさせて頂いてもよろしいでしょうか。	要求水準書P43に示すとおり、本事業は、国の補助金の交付措置等を受ける可能性があることに伴い、実施設計（建築確認申請を除く）を令和10年3月末までに完了することとなっており、実施設計図書の成果について、(g)工事費明細書・数量計算書は、業務期間内に提出することが必要となります。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
92	要求水準書	47	第 2	7	(10)	2)		実施設計図書	提案書提出時から実施設計完成までに時間を使い、また設計変更等により、提案時の価格から変動する可能性がございますが、その場合の取り扱いはどのようになりますでしょうか。	市の請求による設計変更となった場合、市と SPC の協議により合理的な範囲で市が負担します。 なお、市の請求に至った原因が SPC の責に期すべき事由である場合は、市が負担する理由がないと考えるため、市が請求した場合でもその原因が市ではなく SPC にある場合は、市は負担しません。		
93	要求水準書	48	第 2	8	(3)			業務期間	複合施設等に固定する什器・備品は令和 12 年（2030 年）6 月 30 日、固定しない什器・備品は同年 9 月 30 日と、完了期限が異なって設定されています。一方で、これらを含むサービス対価 A-2 の支払い条件には「出来高払いの場合は各事業年度に 1 回請求可能」とあります。この場合、固定する什器・備品の設置が完了した 6 月 30 日の時点で、当該分を先行して請求し、残りを別途請求することは可能でしょうか。あるいは、すべての什器・備品の設置が完了する 9 月 30 日まで請求は行えないでしょうか。 もしくは、什器・備品の費用のみ 2 回請求することが可能なのでしょうか。	原案どおり「出来高払いの場合は各事業年度に 1 回請求可能」としますが、市と SPC により協議ができるものとします。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
94	要求水準書	48	第2	8	(3)				業務期間	上記質疑と同様に、システム構築業務は、令和12年3月31日までに完了し、データ移行や動作確認等は令和12年9月30日までとする。とありますが、システム構築が完了した3月31日時点で1度請求し、必要があれば、9月30日に再度請求することが可能でしょうか。		
95	要求水準書	48	第2	8	(3)				業務期間	システムの構築業務は令和12年3月31日までに完了する事。となつますが、これはソフトなのか工事なのかどちらでしょうか。		
96	要求水準書	48	第2	8	(5)	1)	④	仮設事務所の設置	既存公会堂の解体に際して市が設置した仮囲いについて、仕様書等に「なお、市が既存の公会堂の解体を行うにあたって設置した仮囲いについては～」との記載がございますが、事業者が当該仮囲いの使用を引き継いだ場合、工事完了後の撤去費用は事業者の負担となるという理解でよろしいでしょうか。	市が設置した仮囲いの撤去費用については、ご理解のとおりです。		
97	要求水準書	49	第2	8	(5)	1)	④	仮設事務所の設置	解体時に設置した仮囲いを引き続き使用させて頂く場合は無償で使わせて頂くという理解でよろしいでしょうか。	解体時に設置した仮囲いは、事業者契約を締結する令和8年9月までは市が仮設費を負担し、契約締結以降の仮設費はSPCが負担するものとします。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
98	要求水準書	49	第2	8	(5)	1)	④	仮設事務所の設置	解体時に設置した仮囲いを引き続き使用させて頂く場合、無償でなく有償となった場合の質疑ですが、費用はどれくらいになるのでしょうか。	一般的なリース契約物品としての費用を想定しています。仮囲いの引継ぎを行わない場合は、市において撤去しますが、契約以降の事業予定地の管理は SPC となるため、立入制限などの対応は必須とします。		
99	要求水準書	49	第2	8	(5)	1)	④	仮事務所の設置	「なお、市が既存の公会堂の解体を行うにあたって設置した仮囲いについては、市がアートイベントを開き、装飾することを予定している」とありますが、使用を引き継いだ場合、工事完了後、装飾についてどのような対応（撤去）をすればよろしいでしょうか。	市が行うアートイベントの装飾は、仮囲いに養生した上で、装飾することとしています。 仮囲いの撤去に合わせて、市が養生を含め装飾の撤去を行う予定ですが、仮囲いの装飾については提案に委ねます。		
100	要求水準書	49	第2	8	(5)	1)	④	仮設事務所の設置	「工事ヤード及び仮設事務所は～任意提案可能範囲①の範囲に設置する場合は、行政財産使用許可に基づく手続きが必要となり、この場合において使用料が発生する可能性がある。」とありますが、使用料の有無はいつ頃決定するのでしょうか。	事業予定地及び任意提案可能範囲①に設置する場合は、小松市都市公園条例に基づき使用に係る申請をいただく必要がありますが、使用料は免除するものとします。		
101	要求水準書	49	第2	8	(5)	1)	④	仮設事務所の設置	「工事ヤード及び仮設事務所は～任意提案可能範囲①の範囲に設置する場合は、行政財産使用許可に基づく手続きが必要となり、この場合において使用料が発生する可能性がある。」とありますが、使用料が必要な場合、いくらを想定されているのでしょうか。	事業予定地及び任意提案可能範囲①に設置する場合は、小松市都市公園条例に基づき使用に係る申請をいただく必要がありますが、使用料は免除するものとします。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
102	要求水準書	49	第2	8	(5)	1)	④	仮設事務所の設置	仮設事務所を任意提案可能範囲①に設置する場合、使用料が発生する可能性があるとなっておりますが、その費用は提案価格に見込む必要がありますでしょうか。必要であるならば、その費用をご教授下さい。	事業予定地及び任意提案可能範囲①に設置する場合は、小松市都市公園条例に基づき使用に係る申請をいただく必要はありますが、使用料は免除するものとします。		
103	要求水準書	49	第2	8	(5)	1)	④	仮設事務所の設置	仮設事務所は、「事業予定地及び任意提案可能範囲①の範囲に設置可能である」と記載があり、「使用料が発生する可能性がある」とございますが、使用料の算出にあたり小松市都市公園条例に基づく等、具体的な算定式をご教示願います。また、使用料が発生しない可能性とはどういうケースなのか、ご教示願います。	事業予定地及び任意提案可能範囲①に設置する場合は、小松市都市公園条例に基づき使用に係る申請をいただく必要はありますが、使用料は免除するものとします。		
104	要求水準書	52	第2	8	(5)	2)	㉚	要求水準書達成に関するモニタリング	要求水準書の達成状況を一覧表(要求水準確認報告書)にまとめる事となってますが、決められた書式はあるのでしょうか。	書式は任意です。		
105	要求水準書	60	第3	2	(6)	2)		除籍業務	市が実施する不要資料の選定・除籍・廃棄等、一連の業務は SPC が開館準備業務に着手する令和 9 年 4 月 1 日時点で完了しているものと考えてよろしいでしょうか。	令和 9 年 4 月 1 時点では、完了していません。 なお、要求水準書（図書等資料の選書業務）に掲げる既存の図書館及び博物館から移転する約 20 万冊の既存図書等資料を SPC が選定した上で、その資料から漏れたものを不要資料として、市が除籍・廃棄・他館への移管などを実施する予定です。 そのための資料収集方針等は、SPC からの提案・助言のもと、市が令和 11 年を目指して決定することとしています。なお、その時期は協議可能です。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
106	要求水準書	61	第3	2	(7)	1)		企画支援業務	市の学芸員は SPC の企画の支援は成果品（レイアウトや図面、仕様書など）までも求めているのでしょうか。	市への提案、助言により支援を行うこととしており、成果品を求めるものではありません。		
107	要求水準書	62	第3	2	(7)	2)		全体企画業務	季節や特定の期間に応じてメインテーマを決定するとありますが、開業準備業務の段階で、どの程度の運営期間に対してメインテーマをあらかじめ決定しておく必要があるかお示しください。	各年度におけるメインテーマの決定時期は提案に委ねますが、開館準備業務段階においては、少なくとも令和12年度の内容を計画してください。		
108	要求水準書	63	第3	2	(7)	3)	①	図書等資料の選書業務	「図書等資料の選書等業務」について、電子書籍は紙の図書資料を補完するものとして位置づけられると理解していますが、提案書作成にあたり、要求水準書に示された内容を前提としつつ、電子書籍の提供に関する考え方や、将来的な拡張性への対応については、各事業者の創意工夫として整理・記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
109	要求水準書	63	第3	2	(7)	3)	①	図書等資料の選書業務	既存の図書館から移転する約20万冊の資料について、対象資料の選定・除籍・廃棄等の一連の作業は、市の負担のもとで実施されるものと解してよろしいでしょうか。	除籍・廃棄についてはご理解のとおりです。 選定については、既存の図書館及び博物館から移転する約20万冊の既存図書等資料（図書、新聞・雑誌、視聴覚資料等）の他に、SPCが新たに調達するべき約5万冊の図書等資料を選書することを求めています。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
110	要求水準書	64	第3	2	(7)	3)	⑤	図書等資料等の移転業務	移転にともなう現図書館の休館期間の想定をご教示ください。事業者提案に委ねていただいても結構です。	既存の図書館の休館時期・期間は、開館準備業務の提案内容を踏まえ、SPCと協議のうえ決定しますが、令和12年4月までには閉館することを想定しています。		
111	要求水準書	64	第3	2	(7)	3)	⑤	図書等資料等の移転業務	市が実施する除籍業務により選定された移転対象約20万冊の資料について、どのような状態で引き渡されますでしょうか（箱詰め、ラベリングなど）。	移転対象となる約20万冊においては、既存の図書館の閉館後、市が事前に除籍対象資料（移転の必要なない資料）を除いた上で、書架棚に入った状態での引渡しを想定していますが、SPCとの協議により決定します。なお、図書の移転作業は提案に委ねます。既存の博物館が保有している図書資料等は市が移転します。		
112	要求水準書	64	第3	2	(7)	3)	⑤	図書等資料の移転業務	小松市立図書館の2階の展示室（和室）も移設でしょうか。	森山啓氏に関連する蔵書や和室を構成している資料の一部は移設対象ですが、本施設に、和室として移設する必要はありません。		
113	要求水準書	65	第3	2	(7)	5)	①	ホームページの作成	開館6か月前までに作成とありますが、6か月前までにプレサイトを公開し、本番環境の公開は開館時でよろしいでしょうか。	開館前のプロモーションや事前の利用者登録が図られる仕組みがあれば、その内容で構いません。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
114	要求水準書	66	第3	2	(7)	5)	④	SNSアカウントの作成と情報発信	事業者が遵守すべきSNSアカウント運用における市の規定等がありましたらお示しください。	関係法令及び職員の服務や情報の取扱いに関する規定を遵守し、職務上知り得た秘密の発信や勤務時間中の私的な利用、基本的人権、肖像権、著作権、個人情報保護等、人権等の取り扱いに関して十分留意してください。 また、発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意するとともに、セキュリティ面においては、地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに遵守する形での運用をお願いします。		
115	要求水準書	66	第3	2	(7)	6)		予約受付業務	文中の「4)、①、ア予約受付」は、要求水準書82p第3、(3)、4)、①、ア予約受付を指すと解してよろしいでしょうか。	文中の「4)、①、ア予約受付」は、要求水準書P82第3、3、(9)、4)、①、ア予約受付を指します。		
116	要求水準書	68	第3	3	(3)	2)		有資格者の配置	「司書資格を有する人材を常時1名以上配置」とありますが、「常時」とは図書館機能の有人サービス提供時間帯と捉えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
117	要求水準書	69	第3	3	(6)			業務報告書	「年次報告書については業務完了月の翌月末までに市に提出」とありますが、報告内容によって期限内提出が厳しい場合は協議していただけるでしょうか。	原則、要求水準書に記載のとおりです。		
118	要求水準書	69	第3	3	(7)			市の業務	本項に記載の市の業務に係る費用は全てサービス対価とは別に市の予算にて実施されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
119	要求水準書	69	第3	3	(7)	1)		業務分担について	事業内で収蔵品情報の編集が必要となる場合、SPC事業者および博物館職員での業務の切り分けはどのように想定されているしょうか（①テーマ配架等に伴う検索性を高めるためのキーワード追加、②既存データのクリーニング・項目整理、③デジタルサイネージでの展示に耐えうる品質・解像度の資料画像の用意などが発生する可能性を想定して質問します）	①②のご質問内容について、趣旨や内容を十分に把握しかねるため、正確に回答するためにも、改めて競争的対話にて、具体的な質問として提出いただき、双方の対話を通じて理解を深めたくよろしくお願いします。 ③については、市側で行う想定です。		
120	要求水準書	72	第3	3	(9)	1)	③	企画運営会議の開催	本事業における図書館協議会および博物館協議会の開催方針、運営主体、位置づけ、役割についてご教示ください。とくに、企画運営会議との関連性がありましたらお示しください。	図書館協議会及び博物館運営協議会については、未来型図書館の開館後は、市全体の図書館及び博物館サービスを包括的に推進していくためにも、運営主体は市が担い、年1回程度の開催を想定しています。 また、いざれも、図書館法及び博物館法の趣旨に則り、館長に意見を述べる機関であることから、必要に応じてSPCに参加いただく場合や、協議会を通じたご意見等については、SPCとも企画運営会議を通じた共有を図り、市全体の図書館及び博物館サービスの向上を図っていく体制を考えています。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
121	要求水準書	75	第3	3	(9)	1)	⑦	イ 人材養成	「市民学芸員、ファシリテーター」とありますが、目的と活動想定をお示しください。	市民学芸員については、主に博物館機能の共創を担い、コレクションハブの更新など市民が施設の運営主体として実際に関わることで、博物館の価値をさらに高め、地域の文化を未来に伝える責任感を共有し、次世代への持続可能な文化伝承の一翼を担う役割を想定しており、市では子ども学芸員の養成と合わせ、将来的に、このような人材育成に取り組んでいきたいと考えています。 ファシリテーターについて、市では令和4年度より、様々な地域課題に対して、「自分たちの地域を自分たちでつくる」というマインドを持ち、市民・地域団体・企業・行政など、セクターを超えたまちづくりに向けた環境を醸成するため、「イノベーション・ファシリテーター養成講座」を実施しており、養成を終えた市民自らが、SPCにおける企画やリビングラボ等に持ち込まれる課題等に対し、人と人を繋ぐ役割や場のコーディネートを実施するような連携体制が生まれることを期待しています。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
122	要求水準書	75	第3	3			⑧	リビングラボ	「別紙9に基づき、リビングラボの運営と連携すること」とありますが、提案者側ではリビングラボの事務局機能（運営主体）を担わないということで認識相違ないでしょうか？	産官学民のプラットフォームとしてのリビングラボの運営主体は㈱こまつ賑わいセンターが担います。SPCには、別紙9に記載のとおり、賑わいセンターと必要に応じて連携を図りながら、リビングラボの運営支援を行うことを求めます。 ただし、SPCが市民対話型のイベントやワークショップ等の対話と活動の場を主催する場合、その活動自体もリビングラボと捉えます。		
123	要求水準書	77	第3	3	(9)	2)	①	ア 図書等資料の選書・購入業務	選書リストについて、企画運営会議を経て市が承認するとありますが、通例では図書購入業務は週次で行われることから、企画運営会議の開催も週次を想定されていますでしょうか。	特に想定していません。会議の運用方法（開催頻度等）についてご提案に委ねます。 選書にあたっては、企画運営会議で協議することを基本としますが、運用方法の詳細はSPCと協議して決定するものとします。		
124	要求水準書	77	第3	3	(9)	2)	②	貸出・返却受付等業務	「他館」とありますが、これは南部図書館を示していると捉えてよろしいでしょうか。	他館は、南部図書館及び空とこども絵本館及び石川県立図書館や県内外の図書館など、市と相互貸借の関係にある施設を指します。 また、現状では、小松市立図書館・南部図書館・空とこども絵本館で借りた本は、3館いずれのカウンターでも返却可能ですが、空とこども絵本館はブックポストを設置していないので、夜間や休館日の返却は、小松市立図書館・南部図書館のブックポストを利用してもらうよう案内しています。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
125	要求水準書	78	第3	2	(9)	2)	③	リファレンスサービス業務	利用者サービス向上の観点から、電子書籍やデータベース等の利用ログ、検索データの活用については、レファレンスサービスの高度化や選書・蔵書構成への活用に加え、電子書籍サービスを含む融合システム全体の中での位置づけや運用も重要な理解していますが、提案書作成にあたり、要求水準書に示された内容を前提として、各事業者の創意工夫として整理・記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
126	要求水準書	79	第3	3	(9)	2)	⑦	ア 図書等資料の管理等	盗難防止装置（BDS）の作動確認を求められていますが、BDSの設置は必須でしょうか。	複合施設の出入口には、図書等の盗難防止措置を講じることとしており、その一例として BDS を記載していますが、代替の措置が講じられるようであれば、BDS である必要はありません。		
127	要求水準書	79	第3	3	(9)	2)	⑦	イ 対人サービスの提供	利用者登録およびリクエスト申込みについて、現図書館では、「こまつ電子申請サービス」での申込みが可能ですが、本事業においても継続を望まれますでしょうか。	こまつ電子申請サービスの基盤は、市のネットワーク環境でのみ申請データを閲覧できる仕組みのため、複合施設において、継続は想定ていません。		
128	要求水準書	80	第3	3	(9)	3)	①	企画支援業務	展示品の撤収作業の補助は具体的に何を求めていますか。	具体的な内容については、企画展示等の内容にもよりますが、撤収作業前の清掃や動線管理、梱包材や台車等の準備、展示ケースの撤去など、基本的には、学芸員の補助として実施することを求めています。		
129	要求水準書	80	第3	3	(9)	3)	①	市が実施する特別展における経費の確認	市が実施する特別展において、事業者が支援する範囲を超える直接経費（輸送費・保険料等）は、市の負担との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
130	要求水準書	85	第3	4	(10)			報告等	「維持管理業務における各業務の記録を作成し、維持管理業務期間終了時まで保管すること」とありますが、P.89 の 5)①環境衛生管理業務では「点検記録は法令等に定める期間保存すること」とあります。これは業務報告書は事業終了まで保管し、各種法定点検等は法令に定める期間保存するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
131	要求水準書	86	第3	4	(12)	1)	④	修繕業務	費用負担区分のうち、50万円(税込)以上は貴市が実施し、貴市が負担するとなっています。例えば劣化等により同一の建材や機器等を同時に修繕・交換等を実施する必要があった場合には同一の修繕工事としてみなしていただくことは可能でしょうか。	施設の修繕等において、その費用が50万円を超える場合、それが同一の修繕工事であるかは、その内容や修繕範囲、見積書等に基づき、両者の協議を通じて判断いたします。		
132	要求水準書	86	第3	4	(12)	1)	④	修繕業務	予防保全（劣化等が顕在化していないが、耐用年数等を考慮して実施するものを含む）の観点から実施する各種整備についても、修繕の負担区分表に従うという認識でよろしいでしょうか。 (P87 2)建築設備保守管理業務と P88 4)外構等保守管理業務の修繕業務についても共通の質問です。)	予防保全の考え方から実施する点検保守について、修繕の負担区分表に準じることで問題ありません。 ただし、予防保全の考えに基づく保守点検を市が費用を負担し実施する場合は、実施するべき時期やその必要性について、SPCと協議した上で行うものとします。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
133	要求水準書	86	第3	4	(12)	1)	④	維持管理業務	修繕費用の負担区分について、「1件あたり税込50万円」の単位の定義をご教示ください。同一の不具合に起因して複数の部材や箇所を修繕する場合、合算して判断するのでしょうか、それとも部材ごと・発注ごとの判断となるのでしょうか。	施設の修繕等において、その費用が50万円を超える場合、それが同一の修繕工事であるかは、その内容や修繕範囲、見積書等に基づき、両者の協議を通じて判断いたします。		
134	要求水準書	86	第3	4	(12)	1)	④	維持管理業務	「市が投資的経費（新たな機能の付加やグレードアップ等）に該当すると認めるもの」は市負担とありますが、部品の製造中止（ディスコン）等により、同等品が入手できず、やむを得ず高機能な後継品に交換する場合の費用負担はどうなりますか。	市とSPCの協議を通じて市が判断します。		
135	要求水準書	86	第3	4	(12)	1)	④	維持管理業務	「災害等の突発的で指定管理者の対応範囲を超えるもの」の「災害等」の判断基準について、市が加入する保険（市有物件災害共済会）の付保対象であるか否かに関わらず判断されるという認識で問題ないでしょうか。具体的に想定される費用項目の基準や保険の免責事項との関係をご教示ください。	現行の建物綜合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に継続して加入を予定しており、その付保対象となるか否かを問わず、事案毎に個別具体に両者の協議をもって判断します。		
136	要求水準書	88	第3	4	(12)	4)	①	芦城公園との境界部分の植栽管理	芦城公園との境界部分の植栽管理（剪定・抜根等）および落ち葉清掃の責任分担について、詳細な図面等による境界指定はありますか。	芦城公園における樹木の管理は市が行いますが、SPCによる維持管理業務に係る維持管理の範囲は、付属資料02-2_別紙1-1_事業予定地周辺図・現状敷地図の本体事業（事業予定地）です。		
137	要求水準書	88	第3	4	(12)	4)	①	冬期間の除雪業務について	基本的には「敷地内での堆雪」を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
138	要求水準書	88	第3	4	(12)	4)	①	維持管理業務	芦城公園の樹木管理について、「市が管理するが、適宜連携・協力すること」とありますが、具体的な協力内容と費用負担の範囲をご教示ください。例えば、公園の樹木の落ち葉が本施設の樋を詰まらせた場合の清掃や、根が施設に干渉した場合の対応は、SPCの維持管理業務（費用負担含む）に含まれますか。	複合施設等は芦城公園内に整備されることに鑑み、公園全体の美観や利用者が安全に利用できることを主眼として適宜連携・協力することとしております。このため、ご質問のとおり、施設等への落ち葉落下による清掃や樹木の根が干渉した場合は、SPCの負担とします。		
139	要求水準書	88	第3	4	(12)	4)	①	維持管理業務	除雪業務について、「芦城公園全体の除雪は市が実施」とありますが、本施設の利用者が通行する主要動線（公園入口から施設玄関まで等）の除雪順位や時間的な連携について、市の計画があればご教示ください。	公園内の除雪については、以下の(1)、(2)の主要園路部を平日の日中にて、市職員がエンジン式除雪機及び人力にて除雪を行っています。 (1) 芦城公園正面から既存の図書館前を経由し小松高校までの南北ルート (2) 市役所前から本陣記念美術館まで直線園路の東西ルート また、積雪深が20cm以上となった場合は、緊急的対応として、早朝及び休日対応も実施しています。		
140	要求水準書	89	第3	4	(12)	5)	②	清掃業務	「清掃業務によって発生したすべてゴミを収集、搬出、処理」とありますが、事業予定地外から持ち込まれ投棄されたもので、廃棄が困難なものについては廃棄費用を貴市で負担いただけませんでしょうか。	投棄された場合においては、SPCの負担とします。公園内への不法投棄はこれまでほとんどなく、廃棄が困難なものが投棄されたことはありません。		
141	要求水準書	89	第3	4	(12)	5)	②	清掃業務	ゴミを収集、搬出、処理することとありますが、これまで既存図書館、公会堂等にてゴミ収集等を行っていた事業者をご教授ください。	既存図書館にて排出する一般ゴミについては、市内の民間収集業者に処理委託しています。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
142	要求水準書	89	第3	4	(12)	5)	②	清掃業務	ゴミを収集、搬出、処理することとあります。ゴミ置き場からの収集、搬出まで運営業務として、ゴミ収集事業者とSPCが契約を行い、その費用を運営費用として計上が必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
143	要求水準書	90	第3	4	(12)	6)	②	防火・防災業務	「防火管理者の定める防災計画に従い」と記載がありますが、防火管理者は貴市が選任されるとの理解でよろしいでしょうか。	防火管理者はSPCにて選任し、国や消防署等に対し、必要な諸手続きについて実施してください。		
144	要求水準書	90	第4	4	(12)	6)	②	防火・防災業務	防火管理者が定める防災計画とあります。防火管理者はSPCから選任しますでしょうか。	防火管理者はSPCにて選任し、国や消防署等に対し、必要な諸手続きについて実施してください。		
145	要求水準書	91	第3	4	(12)	7)	-	維持管理業務	博物館エリア(収蔵庫・展示室)の24時間空調について、異常気象等により通年よりも大きく上回る空調負荷がかかり、当初三ヵ年の実績に基づき設定した光熱水費が著しく増大した場合の救済措置はありますか。	光熱水費の支払方法の詳細は、市とSPCの協議により定めますが、異常気象等による費用増大に対する救済措置は現時点では想定していません。		
146	要求水準書	91	第3	4	(12)	7)		その他特記事項	特別収蔵室、展示室の空調は24時間必須とありますが、停電時などは対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
147	要求水準書	97	第5	2				自主事業	博物館の特別展を数年間に1回程度企画実施することを期待するにありますが、特別展を実施する場合、その内容は全て事業者が企画・提案し費用も独立採算で実施する必要がある。との理解でお間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
148	要求水準書	98	第5	3				その他付帯事業	芦城公園内任意提案範囲を検討する場合の使用料は、小松市都市公園条例第10条（使用料）に基づき算出するものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
149	要求水準書	98	第5	3				その他付帯事業	その他付帯事業を実施する企業は、SPC、代表企業、構成企業または協力企業とございますが、市との契約関係は、当該事業を実施する主体となる「SPC、代表企業、構成企業または協力企業」が契約先となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
150	要求水準書	98	第5	3				その他付帯事業	その他付帯事業を実施するにあたり、市とSPCが契約する場合の他、市と代表企業や構成企業、協力企業が契約する場合等が考えられますが、提案実現が困難となった場合の違約金等の契約条件は、定められていますでしょうか。	定めていません。		
151	要求水準書 別紙2	4						収蔵庫（共通）	現在、収蔵品において不安定な作品（転倒防止が必要なもの）は何点ございますか。	不安定な作品については、作品毎に箱に格納するなどの工夫を図りながら収蔵しており、九谷焼など多数あります。不安定なもの定義が明確に判断しがたく、点数について回答を差し控えます。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
152	要求水準書 別紙2	4						収蔵庫（共通）	デジタル作品においての収蔵方法はローカル（記録媒体での保存）でしょうか。	博物館におけるデジタル作品の保存に関しては、ローカル（記録媒体での保存）は、保存の一形態として重要ではありますが、単独では十分とは言えず、作品により、冗長化やクラウドサービスによる保存など、他の保存方法と併用することが望ましいと考えております。その作品が文化財等としての価値を長期的に維持できるよう、適切な保存方法を検討し提案してください。		
153	要求水準書 別紙2	7						展示室	書架やパソコン・大型モニター・可動式プロジェクター等の設備もSPCで準備するものでしょうか。	ご理解のとおりです。		
154	要求水準書 別紙2	7						展示室	天井設置のプロジェクターは企画展・特別展での準備したパソコンを接続する意図でしょうか。	ご理解のとおりです。		
155	要求水準書 別紙2	7						展示室	行燈型ガラス展示ケースは縦型でしょうか。	行燈型ガラス展示ケースは縦型を想定しており、目安となる寸法を要求水準書 別紙2に加筆しました。なお、行燈型ガラス展示ケースとは4方向から展示物を見ることができるケースです。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
156	要求水準書 別紙2	8						展示室	展示室内の壁面2面の展示ケースは数量(m)の下限がございますか。	数量(m)は展示室の壁面の長さによります。基本的には壁面2面が概ね展示ケースになることを想定しており、必ずしも壁面全面が展示ケースになる必要はありませんが、極端に矮小化されることは避けてください。また、壁面の途中で柱などにより展示ケースが分断されていてもかまいません。		
157	要求水準書 別紙2	8						展示室	壁面2面の展示ケースの内部はベース照明程度でよろしいでしょうか。	壁面2面の展示ケースの内部はベース照明のほか、天井にスポットライトレールを設けてください。なお、壁面2面の展示ケース外のスポットライトレールについては、移動壁等に十分に行き届くよう配慮してください。		
158	要求水準書 別紙2	4						ミーティングスペース	キッチン機能は、ミーティングスペースとして設定する諸室のどこか一か所のみ設置すればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
159	要求水準書 別紙2	5						特別収納庫	二重構造部分の空気層も空調を行うこととありますが、これは温湿度環境の安定性を確保するために、二重壁等の内部へ空調空気を強制循環させるシステムが必須であるという理解でよろしいでしょうか。 仮に、室内環境が所定の温湿度条件を満たせる場合、空気層への空調を行わない高断熱・高気密な二重構造とすることは許容されますでしょうか。	収蔵庫内の温湿度環境の安定性を確保するためです。収蔵庫内の環境が条件を満たされるのであれば、空気層への空調を行わない高断熱・高気密な二重構造としてもかまいませんが、条件が満たされないのであれば、空気層への空調を行うようにしてください。 なお、同条件を求める一時収蔵庫についても同様の考え方です。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
160	要求水準書 別紙2	8						展示室	展示室内の壁面2面に作り付け非移動式（固定）の壁面展示ケースを設けること。とありますが、この2面は壁全面を指しているのでしょうか。それとも壁の一部に展示ケースを設けることという理解でよろしいでしょうか。	壁面2面の展示ケースについては、全面である必要ありませんが、極端にスペースが矮小化することは避けてください。		
161	要求水準書 別紙2	8						多目的スペース	スクリーンやディスプレイ等は～と記載がありますが、ディスプレイのみの設置でも問題ないでしょうか。	問題ありません。		
162	要求水準書 別紙2	8						市民ギャラリー	ギャラリーの使用者が休憩できる場所は提案によるとありますが、任意提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
163	要求水準書 別紙2	9						ティーンズタジオ	活動例にある軽い運動の具体的な運動は事業者提案であり、活動例に記載の内容は必須ではないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
164	要求水準書 別紙2	11						ビジネス支援スペース	ディスプレイを設置することとありますが、このディスプレイは利用者が持ち込んだPCなどの画面を表示するために利用する予定と理解してよろしいでしょうか。	ビジネス支援スペースはリビングラボと共有するスペースのため、ワークショップや打ち合せを行う際の大型ディスプレイや、ビジネス利用者の支援として持ち込んだPCを接続し、2画面で作業するためのディスプレイなどを想定していますが、諸室の機能や規模等にあわせて応募者の提案によるものとします。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
165	要求水準書 別紙2	11						ビジネス支援スペース	賑わいセンターの職員（1～2名程度）がコミュニティマネージャーとして常駐するためのスペースを確保すること。とありますが、スペースのみを確保すればよろしいでしょうか。スペースとは間仕切り等が必要でしょうか。	賑わいセンターの職員がコミュニティマネージャーとして常駐するスペースには、カウンターやデスクなどコミュニティマネージャーが常駐して執務可能な什器を設置することとします。想定する什器について、要求水準書 別紙2を修正しました。		
166	要求水準書 別紙2	6	-	-	-	-	-	博物館バッカード (収蔵庫 収蔵物の入れ替えについて)	収蔵物の入れ替えの頻度はどの程度行うことを想定されていますでしょうか。また、資料を収蔵庫に収蔵するまでの流れ(整理作業・実測・撮影等)について、御要望がございましたら、ご教示お願ひいたします。	収蔵物の入替頻度は、年4回(概ね、春・夏・秋・冬)の企画展毎の入替を想定しています。 また、他館への貸出などの場合においては、その都度、出し入れが発生します。 新規の収蔵の際では、整理・実測・撮影等を市が担います。		
167	要求水準書 別紙2	6	-	-	-	-	-	移動可能な 展示ケース	『展示台や展示ケースを収納するのに十分な広さを持つ空間を整備すること』とありますが、別紙2のP7にお示しいただいている『移動可能な展示ケース』の数量を収納できる広さととらえてよろしいでしょうか。また、『移動可能な展示ケース』のサイズは提案することによろしいでしょうか。	その数量をすべて収納できる広さととらえてください。 移動可能な展示ケースのサイズについては、標準的なサイズとして、概ね以下のサイズを想定しています。 平型覗きガラス展示ケース (W1,500×D900×H900mm) 6～8台 (照明付き) 縦型ガラス展示ケース (W2,700×D1,200×H2,700mm) 4台 (照明付き。背面に展示用の壁面及びピクチャーレール付き) 行燈型ガラス展示ケース (W900×D900×H2,100mm) 4台(照明付き。高床フレームレス) 要求水準書 別紙2を修正しました。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
168	要求水準書 別紙2	13						関係者以外立ち入り禁止（その他機能③）	執務室などで市学芸員は3～6人を想定しているとありますが、常に3～6人の職員が施設に勤務しているという理解でよろしいでしょうか。常勤、非常勤の区分があればそれの人数を教えてください。	ご理解のとおりです。常勤、非常勤に区分については、市全体の組織体制も考慮し配置されるため、現時点ではお答えしかねます。		
169	要求水準書 別紙2	5						一般収蔵庫【300 m ² 以上】	一般収蔵庫【300 m ² 以上】の「什器・備品（建築に付随しない整備）」の項目に「積層棚を整備すること」と記載がございますが、積層棚の設置は必須となりますでしょうか。	必須です。		
170	要求水準書 別紙2	6						博物館バックヤード	小項目に「博物館バックヤード【200 m ² 以上】」とありその機能として「バックヤード機能（展示設備補完、展示作業）」と「トラックヤード」がございますが当該【200 m ² 以上】の面積の中にトラックヤードは含まれないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
171	要求水準書 別紙2	6						博物館バックヤードバックヤード機能（展示設備保管、展示作業）	「関係者以外立入り禁止（その他機能③）」内の機能（100 m ² 程度）と融合させて、バックヤード機能を確保する（計200 m ² ）」と記載がございますが、融合の意図をご教示ください。	バックヤード機能は基本的には関係者のみが立ち入りできるスペースであることから、関係者以外立ち入り禁止（その他機能③）に示す機能と親和性が高いと考えられる機能についてのみ、融合いただければ問題ありません。（ごみ集積所など）		
172	要求水準書 別紙3	2		2	(3)			基本的事項	コレクションハブの展示内容について「定期的に更新し」とありますが、年間更新回数の目途（下限）を想定されていましたらご教示ください。	別紙3 P3に記載の更新の考え方をもとに、ご提案に委ねます。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
173	要求水準 書 別紙 6	2		3	(1)				基本的な構成	融合システムの構築にあたり、既存の市システム・基盤との連携必須範囲、改修不可領域が定まっていればご教示ください。 図書館資料や博物館資料等の横断検索等を求めていることから、蔵書DBの移行や博物館資料DBとの連携は必須と想定していますが、改修不可領域については、現時点でお答えしかねます。 その他、座席・諸室予約システム等については、既存の市のシステムとの連携は想定していません。		
174	要求水準 書 別紙 6	3		5	(1)	1)			図書館機能	「現行のシステム（最終頁参照）と同じシステムを活用する提案を妨げない」との表記がありますが、システムのパッケージ機能を基本とするなかで、現行のシステムベンダーに複数企業群から取り扱いのオファーがあった場合、ベンダーが企業群を選別（順位付け）するような可能性については、どのようにお考えになりますか。 健全な競争が妨げられることは、本プロポーザルの趣旨に反するものと考えており、現行のシステムを活用する提案を誘導する意図はありません。民間事業者の自由な提案活動を否定しません。また、本市としては、事業者間の公平な競争環境が維持されることを前提としているほか、審査においても、提出された提案書の内容に基づき、客観的な評価基準に従って厳正に行います。		
175	要求水準 書 別紙 6	3		5	(1)				図書館機能	質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、公表を控えます。		
176	要求水準 書 別紙 6	3		5	(1)				図書館機能	質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、公表を控えます。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
177	要求水準書 別紙6	3		5	(8)			図書館機能	南部図書館、空とこども絵本館の蔵書については『市域全体での図書館サービスを提供すること』とありますが、2030年の開業時に、現在図書館で使用している図書館システムとは異なる機種が採用された場合、南部図書館、空とこども絵本館の図書館システムも新システムに切り替える運用になるのでしょうか。	市全体の図書館サービス及び博物館サービスのあり方（サービス一体運用、相互貸借、費用・移行負担等）を踏まえ、今後検討することとなります。		
178	要求水準書 別紙6	2		3	(1)	3)		基本的な構成	市が調達する「I.B.MUSEUM SaaS」を前提に融合システムを整備することになりますが、当該システムの仕様変更時や調達が困難になった場合のリスク分担についてお示しください。	仕様変更時については、その内容により両者にて協議するものとします。 調達が困難になった際の対応については、市がリスクを負うものと考えています。		
179	要求水準書 別紙6	4		5	(2)			博物館システム	市の職員が使用するパソコン等は市が確保するとありますが、市の職員が使用する専用インターネット回線等も市が確保されますでしょうか。	要求水準書P36に記載のとおり、市の職員が使用するインターネット回線については、市の負担で公共ネットワーク（4芯）の引き込みを想定しています。 引込時には、他の回線の引込時期とあわせるなど、市が契約する通信事業者との連携を図ることとします。		
180	要求水準書 別紙6	5		6	(9)			融合システム運用業務の要求水準	「更新内容は、更新年度の1年前に」とありますが、例えば、令和17年10月に更新する場合、令和16年4月には更新内容を決定するということでしょうか。	更新年度の前年度中には決定することとします。 要求水準書 別紙6を修正しました。		
181	要求水準書 別紙6	7		8	(2)			その他(2)	南部図書館やこども絵本館等の図書館システムの調達は本事業の範囲外と捉えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
182	要求水準 書 別紙 6	1	2	(1)	1)			ユニバーサルデザイン について	ユニバーサルデザインへの配慮について、具体的な目標（例：WCAG 2.2 AA 準拠等）を想定されていますか。想定されている場合、準拠レベルをご教示ください。	小松市ウェブアクセシビリティ方針において、「JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA に準拠」することを目標としており、可能な限り、当方針に準拠ください。 ただし、市が要求水準書等で示すコンセプトや機能などを実現する上で、準拠するレベルは事前に協議できるものとします。 また、参考として、市の公式ホームページにおいて、JIS 試験結果を 2 年に 1 度公表しておりますのでご参照ください。 (参考) 小松市ウェブアクセシビリティ方針 https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1006/koho/site/1305.html (参考) JIS X 8341-3:2016 に基づく試験結果表示 https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1006/koho/site/16654.html		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
183	要求水準 書 別紙 6	2		3	(1)	1)		図書館シス テムとの連 携について	融合システムの構築にあたり、図書館システム（パッケージ製品）や電子書籍等との連携が求められています。これらの製品・サービスがAPI連携や認証基盤（SSO等）の連携等に対応していない場合、または対応していても技術的・契約的制約により連携が困難な場合、当該要件についてはどのような取扱いとなりますか。代替手段による実現や、要件の見直し等の協議が可能かどうかをご教示ください。	要求水準の未達に該当するおそれがありますが、代替手段によって同等以上のシステム連携等が実現できる場合は、認める場合があります。競争的対話においてご確認ください。		
184	要求水準 書 別紙 6	2		3	(2)			本事業にお けるSPCの 業務範囲に ついて	ジャパンサーチへの連携等の外部連携等の調整事務に関して、SPCの役割の想定をご教示ください。	ジャパンサーチとの連携についての調整事務は、SPCにて実施することを原則としますが、必要に応じて市が協力します。この場合、SPCの主な役割は、次の内容を想定しています。 1. 認定されたパッケージシステムの選定・導入、適切な設定 2. システム構築 3. 権利処理 4. 資料デジタル化 5. 目録データの登録 6. 閲覧画面の作成 他の公共図書館との連携については、市が調整事務を担います。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
185	要求水準 書 別紙 6	3		5	(1)	3)		SLA について	融合システムについて「クラウドサービスを利用」(p. 4) することが求められる一方、「24 時間 365 日いつでも蔵書検索・予約を行うことができるようになります」(p. 3) と記載されています。一般的なクラウドサービス(SaaS を利用した場合を含む)では計画メンテナンス等による一時的な停止が発生しますが、本要件における計画停止の許容範囲について、市のお考えをご教示ください。	サービスの提供時間は、24 時間 365 日としますが、計画停止は除きます。その範囲は、利用者の利便性を損ねない範囲とし、応募者にて提案してください。 開館時間帯は、99.9%程度、閉館時間帯は、99.0%程度の稼働率を目標とすることを期待しています。		
186	要求水準 書 別紙 6	3		5	(1)	3)		SLA について	一般的な図書館システムでは、検索データベースの更新作業や書誌データの同期処理等のため、深夜帯に一部サービスを計画停止する運用が行われています。本事業においても同様の計画停止は許容されると理解してよいでしょうか。許容される場合、停止可能な時間帯や事前告知等の条件があればご教示ください。また、システム全体の稼働率について、サービスレベルの目標値を別途定める予定があればお聞かせください。	許容します。条件は、要件化しませんが、利用者の利便性を損ねない条件とし、応募者にて提案してください。 開館時間帯は、99.9%程度、閉館時間帯は、99.0%程度の稼働率を目標とすることを期待しています。		
187	要求水準 書 別紙 6	3		5	(1)	7)		利用頻度に ついて	I. B. MUSEUM SaaS ではどれくらいの頻度で、どのような情報を更新していますか。近年の日常業務での利用状況（定期的に業務として行っている/ どこかのタイミングでまとめて登録している等）と合わせてご教示ください。	定期的には行っていません。寄贈等で資料が収蔵されたときや、展覧会等の業務の合間に資料整理作業・登録作業を行っています。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
188	要求水準書 別紙6	3		5	(1)	7)		各機能の利用状況について	貸出管理等、I. B. MUSEUM SaaS で利用可能な機能のうち、現状は利用できていないが今後利用を検討したい機能等があればご教示ください。		
189	要求水準書 別紙6	3		5	(1)	7)		図書館システムとの連携について	I. B. MUSEUM SaaS と図書館システム（OPAC 等）との連携について、現時点で想定されている連携対象となるデータ項目があればご教示ください。		
190	要求水準書 別紙6	3		5	(1)	9)		ジャパンサーチ等との連携について	国立国会図書館およびジャパンサーチとの連携について、開館時点での連携開始を必須とされているか、段階的な整備を許容されるか、現時点でのお考えをご教示ください（データ整備の状況等に依存するため質問するものです）。	近年、国立国会図書館においても個人向けのサービスやオンライン資料の収集強化など、幅広く行っているほか、ジャパンサーチにおいても、多様な分野の日本のデジタルアーカイブを統合し、横断的に検索・閲覧・活用できるプラットフォームを提供することで、文化・学術コンテンツの発見可能性を高め、誰もが日常的に利用できる豊かな創造社会を実現するために運用がなされています。 そのため、市ではこれらのサービスにおいても、広く利用者の利便性に寄与するものと捉えており、その周知や操作方法の説明、データ連携等について、期待をしていますが、開館時点で連携されている必要はありません。	
191	要求水準書 別紙6	3		5	(1)	11)		ハードウェアについて	ハードウェアの「5年間継続使用」について、起算点は開館時と理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
192	要求水準書 別紙6	3		5	(1)	11)		IC タグについて	新施設開館に向けた既存蔵書への IC タグ貼付を行う場合、以下の点をご教示ください。①貼付作業の実施主体（市または SPC）、②IC タグ購入費用および貼付作業費用の負担（市または SPC）、③対象となる既存蔵書の概数、④実施時期の想定（開館前一括または段階的移行）。	①SPC、②SPC、③約 20 万冊、④開館前一括です。		
193	要求水準書 別紙6	4		5	(2)			職員用パソコンについて	市が確保する職員用パソコン及びネットワークについて、融合システムへのネットワーク接続およびセキュリティ設定はどちらの負担で実施される想定でしょうか。	市が確保する職員用（学芸員用）のパソコン及びネットワークについては、市が接続及びセキュリティ設定を実施することを想定しています。 なお、要求水準書 P36 に記載のとおり、市の職員が使用するインターネット回線については、市の負担で公共ネットワーク（4 芯）の引き込みを想定しています。 引込時には、他の回線の引込時期とあわせるなど、市が契約する通信事業者との連携を図ることとします。		
194	要求水準書 別紙6	4		5	(2)			職員用パソコンについて	市が確保する職員用パソコンについては、インターネット回線を用いて接続し、LGWAN から融合システムへの接続は行わない想定でよろしいでしょうか。	融合システムはクラウドを想定しており、市の職員用パソコンのネットワーク接続は、石川県情報セキュリティクラウドを通した接続を予定しています。LGWAN から接続の予定はありません。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
195	要求水準書 別紙6	4		5	(2)			職員用パソコンについて	LGWAN への接続が必要になる市の業務等の対応については、別途回線・端末を用意する想定と理解してよろしいでしょうか。LGWANへ接続する機器・ネットワーク等が必要な場合、その費用負担は市側になると考えてよろしいでしょうか。		
196	要求水準書 別紙6	4		5	(2)			他館の収蔵品情報について	他館の収蔵品情報について位置づけ（他に原本となるデータベースがあるのか等）をご教示ください。今後も I. B. MUSEUM SaaS での共同運用管理を継続されますでしょうか。それとも切り分けての管理を行う想定でしょうか。		
197	要求水準書 別紙6	4		5	(3)	2)		著作権処理について	横断型デジタルアーカイブで公開するコンテンツについて、著作権等の権利処理は市が実施済みのものを対象とする想定でしょうか。SPCによる権利処理支援を想定される場合はその範囲をご教示ください。		
198	要求水準書 別紙6	4		5	(4)	1)		個人情報保護について	融合システムの構築・運用にあたり、ISMS、プライバシーマーク等の認証取得を要件としない認識で良いでしょうか。要件とされる場合その対象範囲をご教示ください。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
199	要求水準書 別紙6	4		5	(4)	2)		クラウドサービスについて	クラウドサービスの利用にあたり、データセンターの所在地要件等はありますか。	
200	要求水準書 別紙6	5		6	(5)			システムトラブルについて	「システムトラブル及び機器・通信障害等のトラブルが発生した場合、迅速な対応・復旧作業を行うこと」について、夜間・休日に障害が発生した場合の主要サービス毎の復旧目標時間 (RTO) として想定されている水準があればご教示ください。また、監視体制のレベルに関するお考えをお聞かせください。	
201	要求水準書 別紙6	5		6	(8)			システム更新の費用負担について	5年毎のシステム更新・改善について、更新に要する費用負担の想定等があればご教示ください。	
202	要求水準書 別紙6	6		7	(2)	3)		投稿機能について	利用者同士が交流できるオンラインコミュニティ機能について、投稿内容の監視・不適切投稿への対応（モーデレーション）はSPCの業務範囲となりますか。また、投稿に関するトラブル発生時の責任分担についてお考えがあればご教示ください。	
203	要求水準書 別紙6	7		8	(1)			データ移行について	現行の図書館システム（WebiLis V4）から新システムへのデータ移行について、現事業者の協力をいただくことは可能でしょうか。その場合の費用負担についての想定をご教示ください。	

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
204	要求水準書 別紙6	7		8	(1)			データ移行について	現行の図書館システム（WebiLis V4）から新システムへのデータ移行について、移行作業の責任分界点をご教示ください。また、検討のための既存データの形式・定義・件数等の情報提供時期をご教示ください。	市及びSPCとの協議によって決定します。		
205	要求水準書 別紙6	4		5	(2)			博物館システム	「早稲田システム開発株式会社が提供する製品「I.B. MUSEUM SaaS」を市が調達する。SPCは、同製品のWeb APIを利用し、同製品と融合システムを機能連携させ」と記載がございますが、市が調達する「I.B. MUSEUM SaaS」を前提に融合システム整備を進める上で、システム連携のために「I.B. MUSEUM SaaS」側で費用がかかる場合、その費用は市が負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
206	要求水準書 別紙7			5				留意事項	利用者の個人情報保護や予約・利用データの分析等、プライバシーポリシー等の整備が必要になるシーンが想定されますが、条件にあわせて現行規約及びポリシー類の改訂が必要になった場合の起案・改訂作業の役割分担について現時点での想定をご教示ください。	法改正や市の条例・規約等に基づく場合は市が担い、それ以外の場合は、SPCが担うことを想定しています。		
207	要求水準書 別紙8	1		1				利用料金	賑わいセンターが、リビングラボスペース等を占有利用する場合が想定されますが、その場合の利用料金の発生有無または減免についてご教示ください。	賑わいセンターがリビングラボスペースを占有利用する場合も利用料は発生します。 減免については要求水準書 別紙8に記載のとおりとします。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
208	要求水準書 別紙8	1		2				減免対象	市が関与する施設利用については、減免対象となります。年間の利用回数の想定をお示しください。	
209	要求水準書 別紙8	1						利用料金	諸室によっては、機材や備品を使える場所もありますが、それらの使用料金は、約8~10円（税込）/時間・m ² とは別に設定しても良いという理解でよろしいでしょうか。	
210	要求水準書 別紙9	1		2				リビングラボの運営と連携体制	リビングラボとの開業前の協働について、市民への呼びかけ、集客は賑わいセンターが主管で担ってもらえるのでしょうか。市外事業者のため、地域へのパスが乏しいことからの質問です。	
211	要求水準書 別紙9	4		(1)				こまつリビングラボ連携業務の役割分担表	賑わいセンターが担う内容：「活動としてのリビングラボで使用する備品を手配したり管理したりする。」について、この備品は、賑わいセンターの支出でよいでしょうか。	
212	要求水準書 別紙9	4		(5)				こまつリビングラボ連携業務の役割分担表	SPCが担う内容「企画運営会議を通じ、複合施設全体の事業計画を作成し、企画・運営を行う。」という活動と、賑わいセンターの担う「企画運営会議に参画し、SPCと連携を図りながら、活動としてのリビングラボの活動計画を作成し、企画・運営する」という活動は、どういう接続を意図されているのでしょうか。前者は施設の企画運営を、後者はリビングラボの企画運営を、というように読みます。	

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
213	要求水準書 別紙9	4			(6)			こまつリビングラボ連携業務の役割分担表	広報・集客：「来型図書館のホームページやSNS等において、場としてのリビングラボのPRを行う。」について、PRに関連する原稿作成や、集客業務（集客責任）等は、賑わいセンターの業務という理解でよろしいでしょうか。		
214	要求水準書 別紙9	5		4				備考	「リビングラボ（スペース）の利用料金の收受及び維持管理業務は、SPCが実施する。」とありますが、ここでの「維持管理業務」とはどのような業務を指しますでしょうか。		
215	要求水準書 別紙9	5						賑わいセンターの職員が常駐するスペースについての確認	「賑わいセンターの職員が常駐するスペースの什器（デスク、カウンター等）は、SPCの負担とする。」との記載がありますが、必要な什器のリストをご提示いただけませんでしょうか。 また、常駐される賑わいセンターの職員の方は、リビングラボ内に常駐される想定と拝察しますが、常駐場所をリビングラボ内とされた背景を教えてください。		
216	要求水準書 別紙9	1		2				こまつリビングラボの運営と連携体制	コミュニティマネージャーの配置日数・時間帯の想定をお示しください。		
									現時点では未定です。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
217	要求水準書 別紙9	5		4				備考	賑わいセンターの職員が行う事業に必要な専用インターネット回線の調達は不要と考えてよろしいでしょうか。	セキュリティの観点から、賑わいセンターが担うインターネット回線も別途調達を行ってください。なお、その通信費は賑わいセンターが負担し、市を介して支払うことを想定しています。 ただし、ファイアウォールやアクセスポイント等の設定において、セキュリティ的な切り分けが可能であれば、この限りではありません。		
218	要求水準書 別紙10	2		5				費用負担	市が施設整備のサービス対価として負担し、SPCに支払う「建築躯体、給排水配管、空調ダクト、電気配線、空気調和機、衛生器具、閲覧スペースにおける椅子や机等の什器・備品等」は、募集要項 P28 で示されている（5）上限価格の金額に含まれますでしょうか。それとも別途、見積りに基づいて市が計上するものでしょうか。	上限価格に含まれます。		
219	要求水準書 別紙10	1		2				行政財産使用料の支払い時期	サービス対価の支払が原則として「四半期ごと」であるのに対し、行政財産使用料（カフェ建物分）の支払が「毎月」となっている場合、事務負担軽減および資金効率の観点から、使用料の支払サイクルをサービス対価の支払時期に合わせた四半期ごとに変更することは可能でしょうか。	小松市行政財産使用料徴収条例第3条第2項の規定に基づき、使用料の徴収上理由があると認められる場合は協議が可能です。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
220	要求水準 書 別紙 10	1		3				カフェの貸付範囲外である「客席部分」や「通路」において、施設の魅力向上や利用者の利便性向上に資する物販（地域産品や関連グッズの販売等）を臨時または恒常に実施することは容認されますか。	期待しています。なお、行政財産使用料は発生することにご留意ください。			
221	要求水準 書 別紙 10	2		5				費用負担	閲覧スペースにおける椅子や机等の什器備品が記載されていますが、これは、利用者の便に供する机・椅子に含むという理解でよろしいでしょうか。 また、市が約 1.5 億円（税込）の範囲内で調達する利用者の便に供する机・椅子・ソファに含めることも可能です。 ただし、カフェ専用の客席や個室を別途設ける場合は、その什器・備品等は利用者の便に供する机・椅子・ソファに含みません。			

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
222	要求水準書 参考資料1	2						小松城三の丸における埋蔵文化財の状況	<p>要求水準書 P. 20 に「三の丸地下遺構（市が実施する試掘調査結果に基づく保存方法の検討に～協力すること」と記載がございます。また、参考資料1には赤色の「調査未了区域」や黄色の「未調査の～包蔵地範囲」とございますが、エリアごとの当該調査時期等について、ご教示願います。</p> <p>また協力にあたり、事業者側に費用増加が発生する場合は、市が負担するという理解でよろしいでしょうか。</p>		
223	要求水準書 参考資料8－2	1		3				収蔵物	既存図書館の貴重書庫（和書保管室）の収蔵物 2,000 点について、目録データはありますでしょうか。		
224	要求水準書 参考資料8－2	1		5				その他	16ミリフィルム、ビデオテープ、カセットテープについて移転する資料に含まれるでしょうか。また、移転する場合はその取扱いについてお示しください。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
225	要求水準 書 参考 資料 12- 2							構造条件	公会堂の杭の配置が分かる図面はござりますでしょうか。		
226	審査基準	3	第 2	6				加点項目審 査	「提案内容に関する審査項目の得点及び提案価格の得点がいずれも同点の場合には、くじを引かせて最優秀提案を選定する」とありますが、優先交渉者等の選定は、審査結果を踏まえて市が決定することから、審査委員会でくじ引きをして最優秀提案を選定する必要性がありますでしょうか。審査委員会ではくじ引きせず、市がいずれかを決定すればよいのではないかでしょうか。		
227	審査基準	5	第 3					(様式 4-3)提 案の概要書	(様式 4-3)提案の概要書は評価の得点に影響しないものと考えてよろしいでしょうか。		
228	審査基準	12	第 3	2	(3)		①	取組方針・ 人員配置	「官民が融合」と記載がございますが、ここでの意味は「官民が連携」との理解でよろしいでしょうか。		
									本事業では、官民が別々の主体として協力するという意味での「連携」を超えて、両者が部分的に重なり合いながら、一体となって取り組んでいくことを目指しています。そのニュアンスを表現するために、「融合」と記載していますが、「連携」と解していただいても差し支えありません。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
229	様式集及び記載要領(Word)	9	第2	5				提出要領	提案書の表紙および背表紙には、下記を記載すればよろしいでしょうか。 ①「提案書」 ②「受付番号」 ③「正本」もしくは「副本」 ④副本の上部右端には番号（1/15、2/15…） その他、事業名の記載は必要ないでしょうか。詳細をご教示ください。		
230	様式集及び記載要領(Word)	9	第2	5				提出要領	「提案書提出届等（様式第4-1-1号から第4-1-4号）」は各1部提出となっていますが、当該様式は正本ファイルのみに綴じればよろしいでしょうか。また、その場合、副本ファイルには「価格提案書等（様式第4-2-1号から第4-2-2号）」以降の様式を綴じるとの理解でよろしいでしょうか。詳細をご教示ください。		
231	様式集及び記載要領(Word)	9	第2	5				提出要領	提案書や図面を綴じるファイルについては、サイズ以外、特に指定はなく、一般的な2穴のリングファイル等でよろしいでしょうか。		
232	様式集及び記載要領(Word)	8	第2	4				書式等	提案書における文字フォントの指定はありますか（協調したい箇所等は「ゴシック体」の使用、という表記がありますが）。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
233	様式集及び記載要領 (Word)							(様式第4-1-2号) 提案確認書	様式4-1-1～4-1-4は1部提出するとありますが、製本に添付すればよろしいでしょうか。 提案書提出届等については、正本のみ綴じてください。 また、価格提案書等についても、正本のみに綴じることとします。 様式集及び記載要領 (WORD) を修正しました。		
234	様式集及び記載要領 (Word)							(様式第4-1-3号) 要求水準に関する誓約書	担当者氏名とありますが、応募事業者の連絡担当者の氏名のみを記載すればよろしいでしょうか。 ご理解のとおりです。提案書提出届(様式第4-1-1号)に記載する担当者氏名をご記入ください。		
235	様式集及び記載要領 (Word)							(様式第4-2-1号) 価格提案書	本書式右上に代表企業名および押印箇所がございますが、副本提出時の表記および押印はどのように対応すればよろしいでしょうか。 副本の提出は不要です。様式集及び記載要領 (WORD) を修正しました。		
236	様式集及び記載要領 (Word)		第2	2				企業名の記載	企業名について、連携先は企業名を出していいが、建設の協力会社などの企業名は提案書に記載できないということでしょうか。発注するかの区分があいまいなため、コンソーシアム外の連携先・委託予定先については、企業名を記載してもよいことにしていただきたい。 ご理解のとおりです。本事業に関して、業務を受託する可能性のある企業等の名称は記載しないでください。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
237	様式集及び記載要領(Word)	8	第2	2				企業名の記載	「応募時の提出書類のうち、企業名は第1の4の(1)～(3)の正本のみに記入し、副本には一切の企業～記載～は行わないこと。」と記載があり、これは様式第4-1-1号～4号、様式4-2-1～2号及び企画提案書の全様式を指していると理解しています。そのため、副本を作成するにあたり様式第4-2-1号の応募者名及び代表企業名を記載する欄は空白にして提出するものと理解してよろしいでしょうか。		
238	様式集及び記載要領(Word)	8	第2	2				企業名の記載	「副本には一切の企業(代表企業、構成企業又は協力企業のほか、それら企業から業務を受託する企業を含む。)の名称及びこれらの企業を類推できる記載～は行わないこと。」と記載がありますが、ここで言う「業務を受託する企業」に関心表明書取得先企業や、業務の発注を「予定」している企業は含まれないと理解してよろしいでしょうか。		
239	様式集及び記載要領(Word)	8	第2	2				企業名の記載	「ただし、連携先等の業務を受託しない企業や団体の名称を記載する事は可とする。」とありますが、本条件に該当する企業等は具体的にどのような企業等を想定されているのでしょうか。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
240	様式集及び記載要領(Word)	9	第2	5				提出要領	「以下の様式を、番号の若い順に一括して綴じ、」と記載があり、この対象様式の中に「ア。様式第4-1-1号から第4-1-4号まで及び様式第4-2-1号から第4-2-2号まで」が含まれています。 一方で、様式集及び記載要領(Word)3頁4.応募時の提出書類においては「(2)価格提案書等のア、イ、及び(3)企画提案書のア～キは、それぞれ正本1部、副本1部を用意すること。」となっており、様式第4-1-1号～第4-1-4号までは正本及び副本に綴じる資料に含まれておりません。 様式第4-1-1号～第4-1-4号までは各1部を提出する点から、正本にのみ綴じるものと理解してよろしいでしょうか。		
241	様式集及び記載要領(Word)							様式第4-3号	本様式の最大頁数は任意と理解してよろしいでしょうか。		
242	様式集及び記載要領(Word)	8	第2	4				書式等	関心表明書等の提案内容の根拠を示した資料の添付は、必要最低限度の範囲で認めるところですが、関心表明等の資料は、ページ9の5.提出要領のイにある添付書類として添付とすればよろしいでしょうか。または、提案書キ・提案の概要書の後に添付でよろしいでしょうか。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
243	様式集及び記載要領 (Word)	9	第2	6				提案内容の電子データ	電子データは、企業名の入った正本のみをデータ化すればよろしいでしょうか。	
244	様式集及び記載要領 (Word)	7	第1	4	(3)	キ		提案の概要書	提案の概要書は企画提案書の各様式（様式 A-1～様式 E-2）の全てについて箇条書きで記載し各様式 300 字以内の字数制限がある、という理解でよろしいでしょうか。	
245	様式集及び記載要領 (Word)	8	第2	4				書式等	「通し番号/当該様式全体の総頁数」を記入」と記載がございますが、通し番号は様式ごと（様式 A、B、…）の通し番号という認識でよろしいでしょうか。（提案書全体の通し番号ではないと理解しております）	
246	様式集及び記載要領 (Word)	98						(様式 4-3) 提案の概要書	(様式 4-3) 提案の概要書について「ア 全体計画に関する提案書 ③ 経営管理」は対応様式 A-3-1～A-3-7 であり、7つの様式ですが、それぞれ 300 字の字数制限があると考えてよろしいでしょうか。	
247	様式集及び記載要領 (Word)	98						(様式 4-3) 提案の概要書	(様式 4-3) 提案の概要書について記述や図版を含めることでページ数が多くなることが想定されますが、様式としてページ数の規定はないと考えてよろしいでしょうか。	
248	様式集及び記載要領 (Word)	104						(様式 4-3) 提案の概要書	「エ 維持管理業務に関する提案書」と「オ 付帯事業に関する提案書」が同一ページにレイアウトされていますが、分けて記載してもよろしいでしょうか。	

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
249	様式集 (Excel)							様式 4-2-2、 A-3-1~7	金額単位がシート毎に「千円」「円」と異なっていますが、計算ミス防止を含むシート間の整合性確保のため、どちらかの単位に統一して頂くか、全てのシートを「円」単位とすることを許容ください。なお、A-3-7(利用料金等収入の内訳書)及び B-7-2(什器・備品)には金額単位の指定がありません。 「千円単位」のシート : A-3-1、A-3-2、A-3-3、A-3-4 「円単位」のシート : 4-2-2、A-3-5、A-3-6		
250	様式集 (Excel)							様式 4-2-2 (提案価格 内訳書)	契約印紙代、SPC会計事務委託費、SPC監査報酬等のSPC経費はSPCの運営管理費(サービス対価D)に積算する費用であるとの理解でよろしいでしょうか? 当該理解が誤っている場合は、当該SPC経費を積算するサービス対価を教えてください。		
251	様式集 (Excel)							様式 A-3-4 (施設整備 費の内訳 書)	念のため確認させてください。 「SPCの設立費」は施設整備費の内訳費用であり、SPC経費としてSPCの管理運営費用(サービス対価D)の内訳費用ではないとの整理でよろしいでしょうか?	様式集(EXCEL)を修正し、「SPCの設立費用」は削除しました。 SPCの設立費は、SPCの運営管理業務に係る費用(サービス対価D)に含めることとし、施設整備費の内訳書(様式 A-3-4)に記載しないものとします。	

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
252	様式集 (Excel)							競争的対話 に関する質問書	(様式第3-3号) 競争的対話に関する質問書には、【受付期間】令和7年12月23日(火)～令和8年1月23日(金)17時(必着)となっていますが、募集要項のP21では、第1回目の競争的対話の質問受付がR8年2月16日(月)～2月20日(金)となっていますが、どちらが正しいでしょうか。		
253	様式集 (Excel)	A-3-5						運営・維持管理費の内訳書	維持管理費の内、光熱水費の欄は募集要項P.28に記載の年額27,200,000円(税込)、総額408,000,000円(税込)を記載するという理解でよろしいでしょうか。		
254	様式集 (Excel)							様式4-2-2	様式4-2-2における光熱水費の記載方法についてお伺いします。仕様書等では、光熱水費について「令和12～14年は実費精算、以降は協議により新たに設定する」とされておりますが、様式4-2-2には「24,727,273円/年(税抜き)として見込む」との記載がございます。令和12年度～14年度は実費精算であり、令和15年度以降の金額は将来の実績に基づき設定される性質のものですが、本様式への記載にあたっては、比較評価の公平性を期すため、提案内容に関わらず応募者一律でこの指定金額を記載する、という理解でよろしいでしょうか。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
255	様式集 (Excel)							様式 4-2-2	上記質疑に付随して、令和 15 年目以降の光熱水費が確定した場合、その金額に応じてサービス対価 C の契約金額の変更が発生するという理解でよろしいでしょうか。		
256	様式集 (Excel)							様式 4-2-2	光熱水費が維持管理業務に含まれていますが、運営企業で負担する場合は運営業務に係る費用に含めてもよろしいでしょうか。		
257	様式集 (Excel)							(様式第 A-3-5 号) 運営・維持管理費の内訳書	維持管理費の項目にある光熱水費（事業期間合計）は、様式 4-2-2 に記載の 370,909,091 円（税抜き）を記載すればよろしいでしょうか。		
258	様式集 (Excel)							(様式第 B-7-2 号) 什器・備品リスト	合計欄が 1 ヶ所しかございませんが、SPC が整備する什器・備品と貴市が整備する什器備品の合計金額を記載すればよろしいでしょうか。		
259	様式集 (Excel)							様式第 4-2-2 号	「注 4 光熱水費を 24,727,273 円/年（税抜き）、27,200,000 円（税込）として見込むこと。」とあり、様式内にはすでに本費用が記入されています。そのため、様式第 A-3-5 号 運営・維持管理費の内訳書のうち、維持管理費に計上する「光熱水費」については本様式と連動させた 1 年あたりの金額及び事業期間合計の金額を記入すると理解してよろしいでしょうか。		
260	様式集 (Excel)							様式第 A-3-6 号	本様式に記載する「利用料金(提案価格)(円)」及び「年間収入(円)」については税込み金額を記載するものと理解してよろしいでしょうか。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
261	様式集 (Excel)							様式第 A-3-7 号	本様式に記載する金額は円単位・税 込み金額と理解してよろしいでしょ うか。	
262	様式集 (Excel)							様式第 B-7-2 号	本様式に記載する「市が調達する什 器・備品」の「参考価格」については 円単位・税込み金額と理解してよろ しいでしょか。	

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
263	様式集 (Excel)							募集要項 28 頁 6(5) 上限価格において施設整備業務に係る上限価格のうち、「利用者の便に供する～1.5 億円を超過した場合の SPC 負担分も含めいないこと。」とあるため、利用者の便に供する什器・備品については 1.5 億円の超過に関わらず「市が調達する什器・備品」として記載し、利用者の便に供することのない他の什器・備品のみ「SPC が整備する什器・備品」として記載するものと理解してよろしいでしょうか。	什器・備品の調達・設置については、原則 SPC が担う業務としております。利用者の便に供することのない他の什器・備品のみを SPC の負担とするのではなく、利用者の便に供する机・椅子・ソファ（執務室は対象外）も含めて原則 SPC が担う業務としております。したがって、基本的には「SPC が整備する什器・備品」に含める形で提案してください。 ただし、利用者の便に供する机・椅子・ソファ（執務室は対象外）の一部は市が約 1.5 億円（税込）の範囲内で調達し設置する予定です。したがって、「市が調達する什器・備品」については、税込 1.5 億円に収まるように記載してください。 なお、市が負担する約 1.5 億円を超過した場合は、個数の調整や代替品の可能性等について SPC と市が協議し、約 1.5 億円以内に収めることを原則とします。 上記の協議による調整を行っても超過し、かつ「利用者の便に供する什器・備品」が必要な場合は、超過する分の什器・備品を SPC の費用負担にて調達・設置してください。ただし、この超過分を予め想定し、提案価格に含める必要はありません。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
264	モニタリング基本方針	12	第5	2				要求水準 未達の場合の措置	「付帯事業は SPC の独立採算により実施されるものであるため、その実施内容については、原則として SPC の意向・提案を尊重する」とありますので、事業期間中の計画の変更や中止に関しては違約金等のペナルティはないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、カフェの設置・運営業務は必須のため、運営・維持管理期間を通じて実施してください。		
265	モニタリング基本方針	9	第3	3	(3)			減額ポイントを加算しない場合	「市がやむを得ない事由と認めた等の場合は、減額ポイントを加算しないことがある。」とありますが、貴市と SPC が協議した結果決定されるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
266	基本協定書（案）	5						11条 違約金等	違約金等の発生は基本協定書の締結以降という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
267	基本協定書（案）	9						別紙2 出資者誓約書の様式	その他出資者とありますので、SPC から業務を受託しない、コンソーシアム外の企業が出資しても問題ないということでしょうか。	ご理解のとおりです。		
268	基本協定書（案）	6						第14条	第14条第2項の記載がございませんが、「第3項」が第2項、「第4項」が第3項と読み替えてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、第14条について、第3項を第2項に、第4項を第3項に修正しました。		
269	事業契約書（案）	頭書2		2				事業期間	「引渡予定日」は別紙2の72に規定されており、別紙2の72と齟齬が発生しないように、「本但書」か「別紙2の72」のいずれかのみ残置して頂きますようお願い致します。	原案のとおりとします。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
270	事業契約書（案）	頭書 3							議決日	仮契約締結日には議決日が確定していないことから、「年月日議決」は手書きで追記すると思われます。 ①調印済の契約書に手書きで追記することは好ましくないこと ②議決日は市議会ホームページで確認できること から、「年月日議決」を削除して頂きますようお願い致します。		
271	事業契約書（案）	全般							章ごとの改ページ	契約書の条文間に空白行があることは好ましくないこと及び紙面数を増やさないエコの観点から、仮契約締結時には改ページを削除して頂きますようお願い致します。		
272	事業契約書（案）	5	2	9条					タイトル	本条の記載内容を踏まえると、本条タイトルに「・責任者」は不要かと思われます。		
										「・責任者」を削除します。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
273	事業契約書（案）	5	2	9条				事業の概要	本条には、2項に「引渡予定日」、3項に「維持管理業務開始日」「運営業務開始日」が規定されていますが、「事業期間」「施設整備日程」「開館準備業務開始日」も含めた一覧できる表（末尾例示）を本条に規定して頂きますようお願い致します。 なお、その際、要求水準書P66・第三・2・(7)・9)により「施設引渡後から供用開始日までの維持管理業務」は開館準備業務の一部である「事前維持管理業務」と規定されているため、供用開始日以降の「維持管理業務」とは区別して上記表をご提示ください。 <例示> (事業期間) 本事業契約締結日—令和27年3月31日 (施設整備期間) 本事業契約締結日—令和●年●月●日（引渡予定日） (開館準備期間) 令和9年4月1日—令和●年●月●日（供用開始予定日前日） (維持管理・運営期間) 令和●年●月●日（供用開始予定日） —令和27年3月31日	原案のとおりとします。		
274	事業契約書（案）	5	2	10条	2項			契約の保証	本項における「施設整備費」は消費税抜き又は消費税込みのいずれであるかにつきご教示ください。	消費税及び地方消費税を含みます。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
275	事業契約書（案）	5	2		10 条	2 項		契約の保証	本項では「保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、施設整備費に相当する金額の 10 分の 1 以上」である一方、本事業契約第 85 条第 2 項では違約金が「本件工事費の合計額の 10 分の 1 に相当する額」であることから、保証の金額>違約金となります。 (別紙 2No. 82 「本件工事費=本施設の建設工事費（消費税等を含む）」であり、第 85 条第 2 項の違約金の算式には「設計業務の実施の対価」「SPC の設立費」「その他施設整備業務に関連して発生する費用」が含まれないため) 他の多くの PFI 事業と同様に、「保証の金額=違約金」として頂きますようお願い致します。 なお、「保証の金額≠違約金」のままとする場合には、その合理的な理由につきご教示ください。	保証の金額と違約金が同額となるよう、第 85 条第 2 項の違約金の額を「施設整備費の合計額の 10 分の 1 に相当する額」に修正しました。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
276	事業契約書（案）	40	8	3	88 条	2 項	事業者の帰責事由による契約解除の効力	本項において事業者の帰責事由による違約金は「残存期間合計の維持管理・運営費の10%」と規定されています。 官民イコールフッティングの観点で、本事業契約の第89条（市の帰責事由による契約解除の効力）における未払金のみ精算するとの規定との平仄を取るため、他の多くのPFI事業で適用されている条件である「解約事業年度の維持管理・運営費の10%」として頂きますようお願い致します。 なお、現状の規定のままの場合、違約金額が過大であることから、本事業への応札が難しくなる可能性があります。	原案のとおりとします。			
277	事業契約書（案）	52	別紙2	82			本件工事費	本施設の建設工事費とは、次のいずれの定義でしょうかご教示ください。 A：建設業務のうちの「建設工事に係る費用のみ」 B：様式1-3-4記載の「建設工事費、什器備品費、システム整備費の合計」	建設工事に係る費用です。			
278	事業契約書（案）	52	別紙2	84			本事業契約	本項の日付「●年●月●日」は本事業契約の締結日（議決日）との理解でよろしいでしょうか？ 当該理解が正しい場合、仮契約締結時には議決日が確定していないこと、本項に日付が必要ではないと思われることから、「●年●月●日に」を削除して頂きますようお願い致します。	前段は、ご理解のとおりです。 後段は、原案のとおりとします。			

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
279	事業契約書（案）	56	別紙4					サービス対価の算定及び支払方法	別紙4に規定されている前払いを含むサービス対価全ての支払方法には、消費税及び地方消費税が含まれるとの理解でよろしいか、サービス対価に係る消費税及び地方消費税の支払方法をご記載ください。		
280	事業契約書（案）	56	別紙4		1			サービス対価の構成	様式A-3-4（施設整備費の内訳書_EXCEL）の費目として「SPCの設立費」「その他施設整備業務に関連して発生する費用」が規定されていますが、本項にその記載がありません。様式A-3-4との整合性を確保する形に本項記載内容をご修正頂きますようお願い致します。 当該理解が誤っている場合は、当該SPC経費が構成要素となるサービス対価をご教示ください。		
281	事業契約書（案）	56	別紙4		1			サービス対価の構成	契約印紙代、SPC会計事務委託費、SPC監査報酬等のSPC経費はSPCの運営管理費（サービス対価D）を構成する費用であるとの理解でよろしいでしょうか？ 当該理解が誤っている場合は、当該SPC経費が構成要素となるサービス対価をご教示ください。		
282	事業契約書（案）	60	別紙4	2	(3)			サービス対価B（開館準備業務に係る費用）	施設引渡後から供用開始までの期間にも光熱水費が発生することから、別紙4・2(4)サービス対価C・Dと同様に「事前維持管理業務費」の内訳として「光熱水費について」を規定頂きますようお願い致します。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
283	事業契約書（案）	61	別4	2	(4)		③	光熱水費について	光熱水費について「事業者は提案時に提出する運営・維持管理費の内訳書において、令和12年度（2030年度）、令和13年度（2031年度）、令和14年度（2032年度）の当初3か年度分の光熱水費の想定費用を参考値として記載すること。」とありますが、募集要項P28では「提案価格の提案にあたっては、光熱水費を年額27,200,000円（税込）、令和12～27年度の総額408,000,000円（税込）として見込むこと」という記載があります。 これは、R12～14年度の光熱水費の想定費用（参考値）を年27百万円とし、R12～27年の総額を408百万円で記載せよ、というご指示でしょうか。		
284	事業契約書（案）	61	別紙4	2	(4)		②	光熱水費について	令和15年度以降に設定される光熱水費の固定単価について、設定後の社会情勢の変遷により、当初の想定を著しく超える急激なエネルギー価格の高騰が発生した場合、通常の物価変動によるスライドとは別に、別途市と事業者の間で対価の個別協議を行うことは可能でしょうか。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
285	事業契約書（案）	64	別紙4	3	(2)		①	光熱水費の改定方法について	光熱水費の改定指標および算定方法について、以下のリスクへの配慮を求めます。 ① 政府介入リスクの排除：指標参照日（毎年9月30日）に政府の激変緩和措置（補助金等）が実施されている場合、指数が一時的に抑制され、実際の調達コストを反映しない「マイナスデフレーター」として働く懸念があります。この影響を排除するため、参照指標を「特定日の指数」ではなく「対象年度の年間平均指数」とすることとしていただけませんでしょうか。 ② 固定額設定時の基準：令和15年度以降の固定額設定（対価C）において、参考期間（令和12年度～14年度）に政府介入による一時的な価格抑制があった場合、その影響を除外して本来の市場価格ベースで単価設定を行う、または介入終了時の再協議条項を設けることは可能でしょうか。	詳細は、事業者選定後の協議に基づき市が決定します。		
286	事業契約書（案）	64	別紙4	3	(2)		①	改定の指標について	改定指標の「人件費相当分」の比率（ウェイト）について、運営業務における人件費率の実態に合わせて、事業者からの提案に基づき決定できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
287	事業契約書（案）	64	別紙4	3	(2)		①	改定の指標について	維持管理・運営費の改定指標について、「事業者の提案を踏まえて変更可能」との規定に基づき、人件費相当分について「石川県地域別最低賃金」の変動率を直接採用すること、あるいは主たる指標として反映させることは可能でしょうか。	市では具体的な想定はありません。提案の中で合理的理由があると市が判断した場合に改定指標として認められる場合があります。		
288	事業契約書（案）	64	別紙4	3	(2)		①	改定の指標について	「本事業契約締結までの協議により変更可能」との記述について、変更を認める際の市の判断基準を教えてください。また、将来的な「最低賃金1,500円」目標等の政策的要因による大幅な引き上げがなされた場合、1.5%の閾値に関わらず隨時協議の対象とすることは可能でしょうか。	市では具体的な想定はありません。協議の中で合理的理由があると市が判断した場合に改定指標として認められる場合があります。		
289	事業契約書（案）	64	別紙4	3	(2)		②	物価改定の感度について	維持管理・運営費の改定条件である「1.5%（絶対値）を超えた場合」について、昨今の急激かつ継続的なインフレ局面を鑑み、この閾値を撤廃（0%）あるいは1.0%以下へ引き下げるることは可能でしょうか。	原案のとおりとします。		
290	事業契約書（案）	64	別紙4	3	(2)		②	物価改定の感度について	毎年評価が行われる中で、1.5%に達しない小幅な上昇が継続した場合、事業者はそのコスト増を一切転嫁できず、15年間で累積される欠損額は極めて多大になります。市として、この累積リスクをどのように評価されていますか。	指標が1.5%の範囲内で小幅に上昇し続ける場合にはその範囲で事業者リスクとなります。逆に1.5%の範囲内で下落する場合にはその範囲で市のリスクとなるため、全体としてみれば適切にリスク分担されるものと考えます。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
291	事業契約書（案）	64	別紙4	3	(2)		②	物価改定の感度について	毎年評価が行われる中で、1.5%に達しない小幅な上昇が継続した場合、事業者はそのコスト増を一切転嫁できず、15年間で累積される欠損額は極めて多大になります。市として、この累積リスクをどのように評価されていますか。	指標が1.5%の範囲内で小幅に上昇し続ける場合にはその範囲で事業者リスクとなります。逆に1.5%の範囲内で下落する場合にはその範囲で市のリスクとなるため、全体としてみれば適切にリスク分担されるものと考えます。		
292	事業契約書（案）	64	別紙4	3	(2)		②	物価改定の感度について	物件費等と異なり、最低賃金の改定（人件費）やエネルギー単価（光熱水費）については、事業者の努力で制御不能な外部要因であるため、これらに限っては1.5%の制限を設けず、毎年度の変動額を全額スライド対象としていただきたく、ご検討ください。	改定に用いる指標が本事業の実態に整合しなくなった場合、又はその他必要が生じた場合には、その後の対応方法について市とSPCが協議するものとします。		
293	事業契約書（案）	64	別紙4	3	(2)	①		サービス対価改定方法	光熱水費は令和14年度までの3年間の実績を基に設定することとなっていますが、設定後に改定する指標については「(市と事業者の協議により定める)」とあります。また、P.63には指標に関する協議について「協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、市が対応方法を定め、事業者に通知するものとし、事業者はこれに従わなければならない」とあります。光熱水費は変動が大きくなる可能性があり、この内容だとリスク算定が困難になることから、「光熱水費の単価変動に合わせて改定」など改定指標を明示していただく又は全て実費精算とすることは可能でしょうか。	原案のとおりとします。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
294	事業契約書（案）	56	別紙4	2	(4)	-	③	維持管理業務	令和15年度以降の光熱水費について、「実績に基づき、市と事業者の協議により金額及び支払方法について定めて…新たに設定する」とあります。この際に設定したサービス対価Cの光熱水費についても、社会情勢による単価上昇分は事業対価の改定対象（スライド条項の適用）として考慮されるという理解でよいでしょうか。明確な基準（指針となる価格指標等）があれば教示ください。	前段は、ご理解のとおりです。後段は、改定に用いる指標が本事業の実態に整合しなくなった場合、又はその他必要が生じた場合には、その後の対応方法について市とSPCが協議するものとします。		
295	事業契約書（案）	64						別紙4 サービス対価の算定及び支払方法	サービス対価B、C、Dについて、近年の同種施設での賃金実態値を鑑みると、「毎月勤労統計調査」を指標としたp65記載の算出方法では、実態と乖離する恐れあります。p63では、指標については協議により変更可能とありますが、算出方法についても同様と考えてもよろしいでしょうか。	改定に用いる指標についてはご理解のとおりです。算出方法については、協議の中で合理的理由があると市が判断した場合に認める場合があります。		
296	事業契約書（案）	6						第9条3項	事業者は、本施設引渡日に維持管理業務を～事業期間の終了まで行う。と記載ありますが、募集要項10頁には、運営・維持管理期間が令和12年10月1日～と記載あります。施設の引渡日は、10月1日ということでしょうか。それとも施設整備が完了する令和12年6月30日が施設引渡日でしょうか。この場合の維持管理開始は何年何月何日から実施すればよいでしょうか。	施設の引渡日は令和12年6月30日を基本としますが、提案により令和12年4月30日以降とすることも可能です。 運営業務及び維持管理業務は令和12年10月1日から実施してください。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
297	事業契約書（案）	32							付帯事業により本施設の一部を占有使用する場合について、「選定企業をしてこれら（使用許可申請や借地権設定契約、および使用料等の支払い）を行わせるものとする」とありますが、以下の理解でよろしいでしょうか。	その他付帯事業については、ご理解のとおりです。 ただし、カフェの設置・運営業務の実施にあたっては、市は、行政財産である建物の一部を SPC に直接貸付けますので、売上は SPC の収入として計上してください。 また、自主事業は、指定管理者である SPC が実施するものですので、売上は SPC の収入として計上してください。 第 74 条を修正しました。		
298	事業契約書（案）	38							本件工事費の合計額の 10 分の 1 に相当する額の違約金を、市から契約解除の通知を受けた後速やかに市に対して支払わなければならない。とありますが、この本体工事費とは、サービス対価 A-2 の合計金額という理解でよろしいでしょうか。	サービス対価 A-2 のうち建設工事に係る費用が該当します。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
299	事業契約書（案）	40							第 88 条 2 項	違約金の金額について、現在は「本事業契約解除時から維持管理・運営期間終了時までの維持管理・運営費の合計額の 10 分の 1」とされていますが、これを「単年度の維持管理・運営費の 10 分の 1」に変更をご検討いただくことは可能でしょうか。 維持管理・運営業務は実質的に単年度ごとの更新性を有するものであり、長期の残存期間全体を違約金の算定基礎とすることは、事業者にとって過大なリスク負担となります。これが参加意欲の減退やリスクコストの上乗せにつながる懸念があるため、他の PFI 案例等の事例に倣い、単年度分を基準とする形に見直しをご検討いただけますでしょうか。		
300	事業契約書（案）	40							第 88 条 2 項	事業者は、前項の場合において、本事業契約解除時から維持管理・運営期間終了時までの期間に支払いを受ける予定であった維持管理・運営費の合計額の 10 分の 1 に相当する額の違約金とありますが、この維持管理・運営費とは、サービス対価 C の合計額という理解でよろしいでしょうか。		
301	事業契約書（案）	58		2	(1)	①	(イ)	別紙 4 サービス対価の算定及び支払い方法	事前調査業務及び設計業務に伴う各種許認可申請等の手続き業務の費用は、基本設計完了時に完了した分を合わせて請求できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
302	事業契約書（案）	60		2	(2)	①	(イ)	出来高払い	令和 12 年度（2032 年度）と記載ありますが、2030 年度の誤りでしょうか。	ご指摘のとおり、令和 12 年（2030 年度）に修正しました。		
303	事業契約書（案）	60		2	(3)	①		支払い方法	令和 12 年度分の開業準備費についても同様に②の支払い手続きに準じて請求できるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
304	事業契約書（案）	61		2	(4)	①		サービス対価 C・D の支払い方法	令和 9 年度から令和 11 年度までのサービス対価 D は、各事業年度の金額を、年 1 回支払う。とありますが、請求方法は②支払い手続きに記載の方法と同様に、支払い対象期間終了後にモニタリングを実施し、事業者から請求するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
305	事業契約書（案）	61		2	(4)	①		サービス対価 C・D の支払い方法	令和 9 年度から令和 11 年度までのサービス対価 D は、各事業年度の金額を、年 1 回支払う。とありますが、統括業務等の開始は契約開始時の 2026 年 10 月 1 日からと理解しています。この場合、26 年 10 月～27 年 3 月分（令和 8 年度分）の費用は令和 9 年度にまとめて請求するという理解でよろしいでしょうか。 または、令和 8 年度末に請求することは可能でしょうか？	ご理解のとおりです。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
306	事業契約書（案）	61		2	(4)	①		サービス対価C・Dの支払い方法	建設期間中のSPCの運営管理業務費は年度毎（令和9年度～12年度）に各1回請求し、引渡日以降（2030年7月～）は四半期ごとにモニタリングを実施し、サービス対価Dが支払われるという理解でよろしいでしょうか。	令和9年度から令和11年度までは、各事業年度の金額を、年1回支払います。令和12年度以降は四半期ごとにモニタリングを実施したうえで支払います。		
307	事業契約書（案）	61		2	(4)	①		サービス対価C・Dの支払い方法	維持管理・運営費（サービス対価C）は、引渡日以降（2030年10月～）に四半期ごとにモニタリングを実施し、支払われるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		
308	事業契約書（案）	62				②	ア	改定方法	サービス対価A-1に関しても物価変動による改定をしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。		
309	事業契約書（案）	64		3	(2)	①		改定に用いる指標	物価変動に伴う対価の改定範囲について、いずれかの指標が1.5%以上変動した場合、全体の金額ではなく、当該指標に紐づく区分（B・C・Dのいずれか）の対価のみが増減される、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。改定は、サービス対価に応じた費目ごとに算定します。		
310	事業契約書（案）	64				②	イ	改定方法	市又は事業者は、前回改定時の指標に対して、最新の指標が1.5%以上変動した場合に、サービス対価B、Cの改定を請求することができる。とありますか、サービス対価Dも同様でしょうか。	ご指摘のとおり、サービス対価Dについても改定対象としていますので、改定方法にサービス対価Dを追加します。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
311	事業契約書（案）	66							【別紙5】不可抗力に地盤沈下も含まれますか。建物設置予定箇所は調査しますが、事業予定地の建物設置予定箇所以外の敷地の地盤沈下が発生した場合の費用負担についての市の考え方をお教えください。	地盤沈下については、その原因や予見可能性、結果回避可能性を踏まえて個別的に不可抗力の該当性が判断されることになります。 費用負担については、個別具体的な状況に応じて、不可抗力規定や、第39条等の規定に基づき決定されます。		
312	事業契約書（案）	10	第2	16条	4項 5項			選定企業の使用、責任者の配置等	各業務の委託又は請負契約の締結にあたり、事前に契約内容について市の承諾を得ることになっており、また、市が契約内容を是正を求めるこことなっていますが、市が想定する事業者側のリスク分担の考え方と事業者が想定しているリスク分担の考え方方が異なる可能性があります。本項の意図を教えてください。	第16条第4項及び第5項は、各業務の委託に関して、基本協定、事業契約、募集要項等で定められている基本的事項や提案内容が遵守されているかを市において確認できるようするための規定であり、SPC・選定企業間の細かいリスク分担等まで確認することを意図したものではありません。		
313	事業契約書（案）	10	第2	16条	4項 5項			選定企業の使用、責任者の配置等	各業務の委託又は請負契約の締結にあたり、事前に契約内容について市の承諾を得ることになっていますが、仮に市の承諾が得られない又は市のは正内容を事業者側で受け入れられない場合は、市の帰責として事業者の損害等を負担していただけるのでしょうか。	第16条第4項及び第5項は、基本協定、事業契約、募集要項等で定められている基本的事項や提案書が遵守されているかを市において確認できるようするための規定であり、市の承諾が得られない場合は、上記規定に違反しているということになります。そのため、市が損害を負担することは想定されません。		
314	事業契約書（案）	14	第2	27条				関連業務等の調整	現時点で、予定されている第三者の工事等があれば教えてください。	整備予定地に存在する樹木や工作物などの移転及び撤去等を行う予定としています。また、芦城公園の再整備による公園内のリニューアル工事の計画なども予定しています。時期について、必要に応じて公表します。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
315	事業契約書（案）	16	第2	33条	1項				第三者に生じた損害	「通常避けることのできない」事象による第三者の損害は、事業者で負担は困難です。事業者が善管注意義務を欠いていないにも関わらず、避けることのできない事象による第三者の損害については、市にて負担していただけないでしょうか。		
316	事業契約書（案）	18	第2	18条	2項				各業務における第三者の使用等	本項について、建設業務においては、建設企業から発注する一次業者が該当となり、二次・三次業者は対象外との認識でよろしいでしょうか。		
317	事業契約書（案）	20	第3	41条	3項 (4項)				近隣対策	第3項4行目に記載のある「4」とは誤記であり、第41条は1項～4項で構成されていると理解してよろしいでしょうか。		
318	事業契約書（案）	20	第3	41条	4項 (5項)				近隣対策	「前項以外の近隣住民等の要望活動又は訴訟に起因して増加費用が生じる場合は、事業者が負担する。」とありますが、事業者が負担するものは「事業者に責があるもの」に限ると理解してよろしいでしょうか。		
319	事業契約書（案）	22	第3	47条	1項				建設業務の実施	「本施設の所有権が事業者に原始的に帰属する旨の特約を付す」と記載がありますが、事業者に所有権を帰属させてしまうと不動産取得税が課税される可能性があります。したがって、「市に原始的に帰属する」ことに変更できないでしょうか。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
320	事業契約書（案）	29	第5	63条	3項				指定管理者による管理等	市の責めに帰すべき事由により、事業者が指定管理者に指定されない場合は、事業者が維持管理・運営業務の準備に関して支出した費用を市が負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。		
321	事業契約書（案）	34	第7	80条	5項				開館準備費及び維持管理・運営費の支払	「開館準備費及び維持管理・運営費の減額及び違約金の請求」とありますが、違約金の算定方法について、明確に示されていないように見受けられます。算定方法をご教示ください。		
322	事業契約書（案）	38	第8	85条	2項				事業者の帰責事由による契約解除の効力	違約金として「本件工事費の合計額10分の1」と記載がありますが、第10条（契約の保証）では保証金額が「施設整備費の10分の1」と記載があり、齟齬が生じていますので、どちらかに統一していただけないでしょうか。		
323	事業契約書（案）	39	第8	86条	2項				市の任意又は帰責事由による契約解除の効力	「市が定めた期日（ただし、令和●年●月●日を超えない。）」と記載がありますが「●」について明記いただけないでしょうか。（第87条、別紙4についても同様）		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
324	事業契約書（案）	40	第8	88条	2項				事業者の帰責事由による契約解除の効力	違約金として「本事業契約解除時から維持管理・運営期間終了時までの期間に支払いを受ける予定であった維持管理・運営費の合計額の10分の1」とありますが、解除が供用開始初期の場合、違約金が高額となり事業者として負担が大きく感じます。違約金は、多くのPFI事業と同様に、解除の当該年度に支払う維持管理・運営費の10分の1に変更はできないでしょうか。		
325	事業契約書（案）	68	別紙4	3	(1)	②			改定方法	サービス対価A-2の改定方法として、全体スライド、単品スライド、インフレスライドの3つの方法の記載があります。これらの運用方法は、落札後、協議によって運用していくものと思慮しますが、現時点での想定があれば教えてください。		
326	事業契約書（案）	21	第3章	第2節	第43条				事前調査業務	事業者は、第1項の規定に従って調査を行った結果、新たな事情が判明した場合には、その対策費を負担するトありますが、仮に支持層が想定より深い位置にあった場合でも、追加費用は事業者負担となりますでしょうか。		
327	事業契約書（案）	6	第2		第10条	2			契約の保証	保証金額は「施設整備費に相当する金額の10分の1以上」と記載がございますが、施設整備費には消費税等を含むとの理解でよろしいでしょうか。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
328	事業契約書（案）	7	第2		第12条	3		事業者の責任	第12条第3項に「本事業契約に別途規定されている場合を除き、市の本事業に関する確認若しくは立会又は事業者から市に対する報告、通知若しくは説明を理由として、事業者はいかなる本事業契約上における事業者の責任をも免れず、当該確認若しくは立会又は報告、通知若しくは説明を理由として、市は何ら責任を負担しない。」とありますが、下線部分については、「市の本事業に関する確認若しくは立会又は事業者から市に対する報告、通知若しくは説明した事項について、その内容が直接の原因となって発生した結果責任の帰属については、市及び事業者は個別に協議の上整理できる」ものとして頂きたく、条文のご検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。		
329	事業契約書（案）	14	第2		第26条	3		保険の付保等	「…保険に関する証券及び保険約款（特約がある場合には、当該特約に関する書類を含む。）又はこれらに代わるもの、それらの保険契約締結後直ちに市に提示し、…」となっていますが、保険証券の発行には保険契約締結後一定の期間を要することから、保険会社発行の「付保証明書」を保険契約締結後直ちにご提出し、保険証券は発行され次第速やかに写しをご提出することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
330	事業契約書（案）	15	第2		第30条	3		要求水準の変更	「前二項における市と事業者との間における協議が14日以内に調わない場合は、市が合理的な変更内容を定め、事業者に通知するものとし、事業者はこれに従わなければならない。」とありますが、下線部分については、「市は、事業者の意見を十分に踏まえた上で、合理的な変更内容を定め、これを事業者に通知する」ものとして頂きたく、条文の検討をお願いいたします。	原案のとおりとします。		
331	事業契約書（案）	16	第2		第33条	1		第三者に生じた損害	「・・・通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶」は、民間側でのリスクコントロールが困難故、公共工事標準約款でも公共側でのリスク負担となっており、当該リスクについては、公共サイドでの負担をご検討をお願いします。	工事の施工上通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等による第三者に損害を与えた場合においても、SPCの負担と考えます。		
332	事業契約書（案）	16	第2		第33条	1		第三者に生じた損害	本事業の実施に関して第三者に及ぼした損害のうち、工事の施工に伴い通常避けることができないものについては、市の負担としていただけないでしょうか。	工事の施工上通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等による第三者に損害を与えた場合においても、SPCの負担と考えます。		
333	事業契約書（案）	20	第3	1	第41条	5		近隣対策	第5項は誤植で第4項であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、該当箇所を修正しました。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
334	事業契約書（案）	38	第8	2	第85条	2		事業者の帰責事由による契約解除の効力	違約金は、建設工事費の1/10となつておりますが、第10条の契約保証は施設整備費の1/10となっております。契約保証の金額は、解除による違約金によって、契約保証の額も第85条の違約金額（＝建設工事費の1/10）に修正いただくようお願ひいたします。	ご指摘のとおり、第85条について、「本件工事費の合計額の10分の1」を「施設整備費の合計額の10分の1」に修正しました。		
335	事業契約書（案）	38	第8	2	第85条	2		事業者の帰責事由による契約解除の効力	事業契約の締結後において、本事業の募集手続に關し、基本協定第5条第3項各号のいずれかの事由が生じていたことが判明したことにより事業契約が解除される場合、基本協定第11条に定める違約金と事業契約第85条に定める違約金のいずれを支払うことになるかご教示ください。	事業契約の締結後に該当するので、事業契約第85条に定める違約金をお支払いいただきます。		
336	事業契約書（案）	54	別紙3					事業者が付す保険	別紙3で定められている事業者が付す保険において特に規定されていない補償内容・条件や、別紙3で定められていない事業者が提案する保険においての補償内容・条件は事業者の提案に任せていたとするという理解でよろしいでしょうか。	基本的にご理解のとおりですが、業務を行う上で想定される損害を填補するために適切な保険を付保してください。		
337	事業契約書（案）	54	別紙3	1	1	(3)		建設業務に係る保険 -建設工事保険	建設工事保険の免責金額のご指定がありませんが、事業者等の提案に任せていたとするという理解でよろしいでしょうか。	基本的にご理解のとおりですが、業務を行う上で想定される損害を填補するために適切な保険を付保してください。		
338	事業契約書（案）	54	別紙3	1	2	(3)		建設業務に係る保険 -請負業者賠償責任保険	請負業者賠償責任保険の免責金額のご指定がありませんが、事業者等の提案に任せていたとするという理解でよろしいでしょうか。	基本的にご理解のとおりですが、業務を行う上で想定される損害を填補するために適切な保険を付保してください。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
339	事業契約書（案）	55	別紙3	2	1	(3)		維持管理・運営業務に係る保険-施設賠償責任保険	施設賠償責任保険の免責金額のご指定がありませんが、事業者等の提案に任せていたとする理解でよろしいでしょうか。	基本的にご理解のとおりですが、業務を行う上で想定される損害を填補するために適切な保険を付保してください。	
340	事業契約書（案）	55	別紙3	2	2	(3)		維持管理・運営業務に係る保険-請負業者賠償責任保険	請負業者賠償責任保険の免責金額のご指定がありませんが、事業者等の提案に任せていたとする理解でよろしいでしょうか。	基本的にご理解のとおりですが、業務を行う上で想定される損害を填補するために適切な保険を付保してください。	
341	事業契約書（案）	59	別紙4	2	(2)	①	(ア)	別紙4 サービス対価の算定及び支払方法-サービス対価A-2（建設業務に係る費用）	「事業者は、前払い要項の定めるところにより、保証契約を締結し、」と記載がございますが、建設業務を行う建設企業が保証契約を締結してもよろしいでしょうか。	最終的に市が保証を受けられる形になつていれば、保証事業会社と建設業務を行う建設企業が保証契約を締結する形でも問題ありません。	
342	事業契約書（案）	59	別紙4	2	(2)	①	(ア)	別紙4 サービス対価の算定及び支払方法-サービス対価A-2（建設業務に係る費用）	「令和●年度（●年度）は前払金の支払いを行わない。」と記載がございますが、これは事業契約締結年度の令和8年度（2026年度）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答		
		頁	章	節	項						
					大	中	小				
343	事業契約書（案）	61	別紙4	2	(4)	①		別紙4 サービス対価の算定及び支払方法 -サービス対価C、D（維持管理・運営業務、SPCの運営管理業務に係る費用）	サービス対価C及びDは、各回同額にする必要はないとの理解でよろしいでしょうか。		
344	事業契約書（案）	63	別紙4	3	(2)			物価変動に伴うサービス対価の改定	サービス対価Cの物価改定について、市から支払われるサービス対価に改定率（指数の変動率）を乗することになっておりますが、サービス対価Cは実際の運営業務費から料金収入を控除したものであるため、すべての費用に物価変動が反映されなくなります。つきましては、料金収入控除前の運営業務費用に改定率を乗することことは可能でしょうか。		
345	事業契約書（案）	6 2, 6 3	別紙4	3	(1), (2)	①		物価変動に伴うサービス対価の改定	サービス対価A-2、B、C、Dの物価変動に伴う改定について、改定に用いる指標が「事業者の提案を踏まえて、本事業契約締結までに市との協議により変更することも可能」と記載がございますが、協議の具体的なプロセスや、変更の可否を判断する基準についてお示し頂けますでしょうか。 市では具体的な想定はありませんが、改定に用いる指標が本事業の実態に整合しなくなった場合、又はその他必要が生じた場合には、その後の対応方法について市とSPCが協議するものとします。 また、協議の中で合理的理由があると市が判断した場合に改定指標として認める場合があります。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
346	事業契約書（案）	67	別紙5	3	(1)	①		設計業務及び建設業務に関する損害分担	「・・・損害額（事業者が不可抗力により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）」と記載がございますが、ここでいう「当該保険金額」とは「受領した保険金の額」という意味で保険契約上の保険金額（一般的に補償上限額）ではないという理解でよいでしょうか。念のためご教示ください。	ご理解のとおりです。		
347	事業契約書（案）	67	別紙5	3	(1)	①		設計業務及び建設業務に関する損害分担	「・・・損害額（事業者が不可抗力により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）」と記載がございますが、保険金を事業者負担である増加費用及び損害額の1%に充当できず、増加費用および損害額が保険金を上回る場合は、1%までは常に事業者負担が発生するように読め、そうだとすると事業者が保険料を負担して保険を付保する意味合い、メリットが極めて限られるように読めますので、保険金を事業者負担に充当できるようご検討をお願いしたく存じます。	不可抗力発生時において、事業者の損害拡大防止に向けたインセンティブを確保しつつ、損害を官民で適切に分担するという観点から、原案のとおりとします。		
348	事業契約書（案）	67	別紙5	3	(2)	①		維持管理・運営業務の損害分担	「・・・損害額（事業者が不可抗力により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）」と記載がございますが、ここでいう「当該保険金額」とは「受領した保険金の額」という意味で保険契約上の保険金額（一般的に補償上限額）ではないという理解でよいでしょうか。念のためご教示ください。	ご理解のとおりです。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
349	事業契約書（案）	67	別紙5	3	(2)	①		維持管理・運営業務の損害分担	「・・・損害額（事業者が不可抗力により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）」と記載がございますが、保険金を事業者負担である増加費用及び損害額の1%に充当できず、増加費用および損害額が保険金を上回る場合は、1%までは常に事業者負担が発生するように読め、そうだとすると事業者が保険料を負担して保険を付保する意味合い、メリットが極めて限られるように読みますので、保険金を事業者負担に充当できるようご検討をお願いしたく存じます。	不可抗力発生時において、事業者の損害拡大防止に向けたインセンティブを確保しつつ、損害を官民で適切に分担するという観点から、原案のとおりとします。		
350	事業契約書（案）	61	別紙4	2	(4)	①		別紙4 サービス対価の算定及び支払方法 -サービス対価C、D（維持管理・運営業務、S P Cの運営管理業務に係る費用）	サービス対価C及びDは、各回同額にする必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
351	事業契約書（案）	63	別紙4	3	(2)				物価変動に伴うサービス対価の改定	サービス対価 C の物価改定について、市から支払われるサービス対価に改定率（指数の変動率）を乗することになっておりますが、サービス対価 C は実際の運営業務費から料金収入を控除したものであるため、すべての費用に物価変動が反映されなくなります。つきましては、料金収入控除前の運営業務費用に改定率を乗することすることは可能でしょうか。	原案のとおりとします。	
352	事業契約書（案）	62, 63	別紙4	3	(1), (2)	①			物価変動に伴うサービス対価の改定	サービス対価 A-2、B、C、D の物価変動に伴う改定について、改定に用いる指標が「事業者の提案を踏まえて、本事業契約締結までに市との協議により変更することも可能」と記載がございますが、協議の具体的なプロセスや、変更の可否を判断する基準についてお示し頂けますでしょうか。	市では具体的な想定はありませんが、改定に用いる指標が本事業の実態に整合しなくなった場合、又はその他必要が生じた場合には、その後の対応方法について市と SPC が協議するものとします。 また、協議の中で合理的理由があると市が判断した場合に改定指標として認める場合があります。	
353	事業契約書（案）	67	別紙5	3	(1)	①			設計業務及び建設業務に関する損害分担	「・・・損害額（事業者が不可抗力により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）」と記載がございますが、ここでいう「当該保険金額」とは「受領した保険金の額」という意味で保険契約上の保険金額（一般的に補償上限額）ではないという理解でよいでしょうか。念のためご教示ください。	ご理解のとおりです。	

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
354	事業契約書（案）	67	別紙5	3	(1)	①		設計業務及び建設業務に関する損害分担	「・・・損害額（事業者が不可抗力により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）」と記載がございますが、保険金を事業者負担である増加費用及び損害額の1%に充当できず、増加費用および損害額が保険金を上回る場合は、1%までは常に事業者負担が発生するように読め、そうだとすると事業者が保険料を負担して保険を付保する意味合い、メリットが極めて限られるように読みますので、保険金を事業者負担に充当できるようご検討をお願いしたく存じます。	不可抗力発生時において、事業者の損害拡大防止に向けたインセンティブを確保しつつ、損害を官民で適切に分担するという観点から、原案のとおりとします。		
355	事業契約書（案）	67	別紙5	3	(2)	①		維持管理・運営業務の損害分担	「・・・損害額（事業者が不可抗力により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）」と記載がございますが、ここでいう「当該保険金額」とは「受領した保険金の額」という意味で保険契約上の保険金額（一般的に補償上限額）ではないという理解でよいでしょうか。念のためご教示ください。	ご理解のとおりです。		

募集要項等に関する質問（参加資格関連以外に関する事項）に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答		
		頁	章	節	項							
					大	中	小	名				
356	事業契約書（案）	67	別紙5	3	(2)	①			維持管理・運営業務の損害分担	「・・・損害額（事業者が不可抗力により保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。）」と記載がございますが、保険金を事業者負担である増加費用及び損害額の1%に充当できず、増加費用および損害額が保険金を上回る場合は、1%までは常に事業者負担が発生するように読め、そうだとすると事業者が保険料を負担して保険を付保する意味合い、メリットが極めて限られるように読めますので、保険金を事業者負担に充当できるようご検討をお願いしたく存じます。		
357	その他								質疑回答の追加	実施要項等では質疑回答が1回のみの設定となっておりますが、別途実施される2回の対話の前後等において、改めて質疑回答の機会を追加していただくことは可能でしょうか。		